第2次京丹後市人権教育·啓発推進計画



2019年(平成31年) 京 丹 後 市

あいさつ

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人がもっている固有の権利であり、社会を構成 するすべての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営む ために欠かすことのできない権利です。

すべての人の人権が尊重され、相互に尊重する平和で心豊かな社会を実現するには、私たち一人ひとりが人権尊重の意識を高め、自らの人権を大切にするとともに、他人の人権を尊重していけるよう、学校、家庭、地域、職場などあらゆる機会や場を通して、人を大切にする取組を積極的に進めていくことが必要です。

京丹後市では、2009年(平成21年)3月に「京丹後市人権教育・啓発推進計画」を策定し、市民一人ひとりの人権意識の高揚に向け、市内の関係団体とも連携を深めながら、様々な施策を進めてまいりました。

一方で、社会や国際情勢の変化、人々の意識の変化は目まぐるしく、人権問題は ますます多様化、複雑化しており、依然として多くの課題が存在しています。

これらの状況を踏まえ、これまで本市における人権教育・啓発に係る基本的指針としていました「京丹後市人権教育・啓発推進計画」を継承・発展させ、新たな拠りどころとすべく、このたび「第2次京丹後市人権教育・啓発推進計画」を策定いたしました。

今後は、この計画に基づき、引き続き、国、京都府、近隣市町との連携を図りながら、人権教育・啓発に関する施策を進めてまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

2019年(平成31年)3月

京丹後市長 三崎政直

目 次

第	1	章	V.	まじ	め	に	٠.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	1		玉廖	祭的	な	人	権尊	重	(O)	流	れ			•	•	•				•			•	•			•	•	•				•	1
	2		国内	可の	動	白								•									•											2
	3		京尹	子後	市	の	人格	至老	女育	•	啓	発	に	係	る	取	組	状	況															3
	4	1	第]	次	計	画	にお	317	ける	取	組	の	成	果	٢	課	題																	4
第	2	章	言	十画	の	基	本理	記念	٠.																									5
	1		計画	可策	定	0	趣旨	î.																										5
	2	i	計画	頭の	目	的	及て	附	k格	等								•																5
			(]	()	計	画	の目	的	j •																									5
			(2	2)	計	画	の性	ĖŔ	ζ.									•																5
			(3	3)	人	権	教育	ŗ.	啓	発	に	0	V	て																				6
	3		人村	霍教	育	•	啓発	ê拍	推進	0	視	点																						6
	4	1	計画	画の	推	進																												7
			(]	()	計	画	期間	╢.		•					•			•		•			•		•		•	•					•	7
			(2	2)	推	進	体制	引等	Ę.																									7
第	3	章)	人権	問	題	の男	制	学	• 2	•			•				•		•														8
	1		同禾	门問	題	(部落	差	刉])																								9
	2		女		性	•				•	•	•		•	•	•		•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	10
	3		子	ど	b										•					•											•		•	12
	4	i	高	齢	者	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
	5		障害	手の	あ	る	人•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
	6	:	外	玉	人	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
	7	2	犯爭	被	害	者	等			•					•	•				•			•		•	•	•	•	•	•	•			18
	8	7	様々	なな	人	権	問題	<u> </u>			•				•			•		•			•			•		•	•					19
	9	1	社会	情勢	か	变化	と等に	こよ	9 }	頂在	化	l.	(V	いる	人	権に	こか	'nλ	わる	る影	題	·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		22
第	4	章)	人権	教	育	• 尼	络	ŝσ	推	進			•	•		•				•				•					•	•			24
	1		あら	らゆ	る	場	を通	ĺί	た	人	権	教	育		啓	発	の	推	進															24
			(]	()	保	育	所•	認	定	ت	ど	b	粛																					24
			(2	2)	学	1	校・											•																25
			(3	3)	地:	域	社会	À .																										26
			(4	1)	家		庭・																											27
			(5	5)	企	業	• 鵈	货場	1, .																									28

	2	,	人	権	C	関	係	す	る	職	業	従	事	者	に	対	す	る	研	修	な	ど	の	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	29
			(1))	教	職	員		社	숫	教	育	関	係	者		•	•	•	•	•	•	•			•		•	•	•	•	•	•	29
			(2))	医	療	関	係	者																								•	31
			(3))	保	健	福	祉	関	係	者																						•	31
			(4))	消	防	関	係	者																								•	31
			(5))	市	職	員																										•	32
			(6))	メ	デ	1	ア	関	係	者	等																					•	33
第	5	章	í	計i	画	の	推	進																										•	34
	1	;	指	導	者	の:	養	成																										•	34
	2		人	権	教	育		啓	発	資	料	な	بخ	の	整	備																			34
	3	3	効:	果	的	な	手	法	に	ょ	る	人	権	教	育		啓	発	の	実	施		•	•										•	34
	4		玉,	. ;	京	都	府	,	近	隣	市	町	,	関	係	寸	体	な	ど	٢	の;	連	携												35
用	語	解	説																															•	36
参	考	資	料																															•	47
	世	界	人	権:	宣	言			•																									•	47
	日:	本	玉	憲	法	(抜	粋)																										52
	人	権	教	育	及	び	人	権	啓	発	の	推	進	に	関	す	る	法	律					•									•	•	55
	京	丹	後	市	人	権	教	育		啓	発	推	進	本	部	設	置	規	程															•	57
	人	権	関	係	年	表																													58

第 1 章 はじめに

1 国際的な人権尊重の流れ

国際連合(以下「国連」という。)では、1948年(昭和23年)第3回総会において、「世界人権宣言*」を採択して以来、「国際人権規約*」や「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)*」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)*」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)*」など、人権に関する数多くの国際規範を採択するとともに、1994年(平成6年)には、人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官*が設置されました。

また、同年の第49回総会では、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、1995年(平成7年)から2004年(平成16年)までの10年間を「人権教育のための国連10年*」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することを求めました。「人権教育のための国連10年」の取組により、人権教育推進の方向がつくられ、各国において国内行動計画の策定や人権センターの設立など、様々な取組が推進されてきました。

こうした中、2006年(平成18年)には、国連における「人権の主流化」(あらゆる活動の中で、人権を最優先の考慮事項とする考え方)の流れの中で、新たに国連人権理事会*が設置され、各国の人権状況の審査を行うなど、人権と平和が尊重される社会の実現に向けた活動が展開されてきました。

さらに、国連では、2006年(平成18年)に、「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)*」が採択されたほか、「人権教育のための国連10年」終了後も引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、「人権教育のための世界計画*」が採択され、初等中等教育における人権教育に焦点を当てた第1フェーズ行動計画(2005年(平成17年)~2009年(平成21年))、高等教育における人権教育及びあらゆるレベルの教員、公務員等の人権教育プログラムに焦点を当てた第2フェーズ行動計画(2010年(平成22年)~2014年(平成26年))に基づく取組が推進され、2015年(平成27年)からは、ジャーナリストやメディア関係者に焦点を当てた第3フェーズ行動計画(2015年(平成27年)からは、ジャーナリストやメディア関係者に焦点を当てた第3フェーズ行動計画(2015年(平成27年)~2019年(平成31年))の取組が進められています。

2 国内の動向

我が国においては、今日まで、日本国憲法や教育基本法の精神に基づき、民主的で文化的な国家の建設及び世界平和と人類の福祉の実現に向けて、人権意識の高揚を図る取組が推進されてきました。

一方では、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を締結するとともに、国連が提唱する「国際婦人年*」、「国際児童年*」、「国際障害者年*」、「国際識字年*」など多くの国際年に取り組み、その趣旨に基づいて国内法が整備されるなど、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための施策が推進されてきました。

特に、我が国固有の問題である同和問題(部落差別)については、1965年(昭和40年)の同和対策審議会の答申*に基づいて、その解決に向け、1969年(昭和44年)の「同和対策事業特別措置法*」施行以来、3つの特別法に基づき、2002年(平成14年)3月まで33年間にわたる特別対策が実施されてきました。また、女性、障害のある人、外国人などの様々な人権問題についても、男女共同参画社会*やノーマライゼーション*あるいは共生社会**の実現などの理念の下に、その改善に向けた様々な施策が実施されてきています。

こうした中で、1995年(平成7年)12月には、内閣に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、1997年(平成9年)7月には国内行動計画が策定されました。

また、1996年(平成8年)12月には、「人権擁護施策推進法*」が制定され、人権 尊重の理念を深めるための教育・啓発及び人権侵害の被害者救済に関する施策の推進を国の 責務として位置付け、このうち、人権教育・啓発に関する施策については、2000年(平 成12年)12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律*(以下「人権教育・啓発推 進法」という。)」が制定・施行されました。同法においては、国の責務とともに、第5条 で「地方公共団体は、人権教育及び啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する」と 規定されています。

その後、同法に基づき2002年(平成14年)3月に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画*(以下「基本計画」という。)」により、様々な人権問題について、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られてきており、京都府では、2016年(平成28年)1月に「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」が策定されました。

近年では、子ども、高齢者、障害のある人に対する虐待防止のための法律や、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備として、「障害者基本法*」の改正や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)*」の制定、「いじめ防止対策推進法*」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策法)*」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)*」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)*」、

「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)*」が制定されるなど、様々な 人権問題にかかわる新しい制度や枠組みの整備が進んできています。

3 京丹後市の人権教育・啓発に係る取組状況

京丹後市では、2006年(平成18年)7月に、市内全地域で市民一人ひとりの人権が 尊重される地域社会をつくるための推進活動を行うことを目的として、京丹後市を含む市内 34の各種団体、関係機関などに加盟を呼びかけ、「京丹後市人権啓発推進協議会*」を設立 し、京都府との連携により、人権啓発事業への参加や協力を行うとともに、協議会の加盟団 体が行う人権啓発事業や研修会等への支援を行ってきました。

さらに、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、人権教育・啓発 推進法に基づき2009年(平成21年)3月に、「京丹後市人権教育・啓発推進計画」を 策定し、京丹後市人権啓発推進協議会をはじめ、京丹後人権擁護委員協議会等様々な団体と 連携するとともに、関係部局が緊密な連携を図りながら、様々な施策を積極的に取り組んで きました。

しかしながら、2017年(平成29年)「京丹後市民の人権に関する意識調査」(以下、「人権意識調査」という。)では、「京丹後市では人権が尊重されている」の項目に対して「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の合計が43.9%と、2007年(平成19年)前回調査時から7.5ポイント増加したものの、人権問題が自分に関係あるかどうかについて、「関係ある」と回答した人は前回調査時から約5ポイント減少し、反対に「関係ない」と答えた人は約4ポイント増加しました。これらの調査結果からは、市民の中にこれまでの人権教育・啓発の取組がまだまだ浸透していない状況がうかがえます。また、「人権問題についての理解を深めるための研修会や講演会などへの参加状況」については、まったく参加したことがない人の割合が77.6%と最も多くなっており、人権に関する意識が未だ低いことがうかがえることから、今後とも工夫を凝らして、積極的に人権教育・啓発に取り組む必要があります。

学校における同和問題(部落差別)解決への取組の歴史は古く、各校においては、同和教育を人権教育の重要な柱として位置付け、すべての子どもたちに発達段階に応じた人権認識の基礎を培うとともに、同和問題(部落差別)の解決を目指すための教育を推進してきました。また、地域補習学級などを開設して学力向上への取組を行い、希望進路の実現にも努めてきました。1967年(昭和42年)に同和問題(部落差別)をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向け人権意識の高揚を図るために、小・中学校の教員で構成する「丹後同和教育研究会」が発足し、同和問題(部落差別)解決に大きな役割を果たしてきました。2002年(平成14年)からは「丹後人権教育研究会」へ、また2004年(平成16年)の京丹後市の発足に伴い、「京丹後市人権教育研究会*」へ名称を改め、学校における人権教育の充実を図るための研究・研修活動が行われています。

4 第1次計画における取組の成果と課題

京丹後市では、第1次計画に基づき、これまで人権教育・啓発に関する施策に取り組んできました。市民の人権意識の高揚を図るため、人権をテーマにした講演会、映画上映会を毎年定期的に開催しました。また、丹後・中丹人権啓発活動地域ネットワーク協議会の構成員として、京丹後人権擁護委員協議会と協力し、人権の花運動*にも取り組んできました。地域においては、公民館などの社会教育施設を拠点として、人権問題について理解を深めるために研修会、講演会を実施するなど、社会教育にも力を入れてきました。ほかにも、生活相談、多重債務相談、各種制度に関する相談など、様々な相談窓口を設け、市民からの相談に対応してきましたが、2013年(平成25年)8月に開設した「寄り添い支援総合サポートセンター」では、人権に関する相談はもとより、生活全般に関する相談から支援までをワンストップで行うなど、相談体制の移行・統合・充実も行っています。

第1次計画に基づく10年間の取組による市民への啓発結果を検証し、第2次計画策定の 基礎資料とするため、2017年(平成29年)に人権意識調査を行っており、2007年 (平成19年)の人権に関する意識調査結果と比較・分析しました。

講演会等への参加状況については、参加したことのない人の割合が前回調査と同様に7割を超えており、開催の周知や参加しやすくなる工夫が必要です。また、人権が侵害されたと思ったことがある人は、前回調査と同様に約2割あり、そのうち、人権侵害を受けた際の相談先として「相談していない(我慢した)」と答えた人の割合は、前回調査から約9ポイント減少したものの、最も高くなりました。市で実施している相談窓口の認知度は、いずれの相談窓口も前回調査から僅かずつ増加していますが、実際の利用状況としては前回調査と同様に、少ない状況となっています。相談や救済のために必要なこととしては、「相談機関・窓口を広く周知する」との回答が最も高くなっており、既存の相談窓口等をさらに周知することが大切です。

第 2 章 計画の基本理念

1 計画策定の趣旨

京丹後市では、まちづくりの指針である第2次京丹後市総合計画**基本構想において、「お互いに支え合い、助け合うまち」を目標のひとつとして掲げるとともに、2017年(平成29年)3月に策定した同計画「基本計画」**において、市民と地域がキラリと「光り輝くまち」をテーマとして掲げながら、「人権を尊重するまちづくり」を進めるため様々な施策を進めています。

2017年(平成29年)の人権意識調査結果からは、これまでの取組により、人権尊重 意識は少しずつ市民に浸透してきているもののまだ不十分なことがうかがえます。同和問題 (部落差別)や外国人等に対する偏見や差別、配偶者等からの暴力、子どもや高齢者、障害 のある人等への虐待などが依然として存在しており、また、少子高齢化や高度情報化、国際 化・グローバル化の進展、経済格差の拡大など、社会情勢や国際情勢は刻々と変化し、人々 の意識の変化等も反映して、新たな問題も顕在化するなど、人権問題は多様化、複雑化して います。

一方、「人権教育・啓発推進法」は、その第5条で「地方公共団体は、基本理念にのっと り、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策 を策定し、実施する責務を有する。」と規定しています。

本市では、これまでの成果や課題を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策を、時代や状況の変化に対応しつつ、引き続き総合的かつ計画的に進めるため、「第2次京丹後市人権教育・ 啓発推進計画」を策定することとしました。

2 計画の目的及び性格等

(1)計画の目的

この計画は、すべての人が、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権 という普遍的文化を京丹後市において構築することを目的とします。

人権という普遍的文化が構築された社会とは、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け、 実践できるという意識が社会全体及び日常生活の隅々にまで浸透した人権感覚の豊かな社会 であると考えています。

(2)計画の性格

この計画は、「人権教育・啓発推進法」に基づき、京丹後市が今後実施する人権教育・啓 発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すものです。

(3) 人権教育・啓発について

「人権教育のための国連10年行動計画」においては、「人権教育とは、知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義しており、本計画で用いる人権教育・啓発も同様の意味として用いています。

一般的に「教育」、「啓発」といっても、使われる場面によって重なり合う部分があり、 この両者は明確に区分されるものではありませんが、効果的な方策を各実施主体に提案する 実践的な観点から、必要に応じ人権教育と人権啓発を使い分ける場合があります。

その場合、「人権教育」とは、人権尊重の精神が自然と身に付くことを目的とする教育活動をいい、「人権啓発」とは、市民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する市民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいいます。

3 人権教育・啓発推進の視点

この計画における人権教育・啓発は、これまでに実施してきた京丹後市における人権教育 や啓発活動並びに「第2次京丹後市総合計画」の取組の成果を踏まえ、次の点に留意して推 進します。

① 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

人権とは、人間の尊厳に基づく固有の権利であり、幸福追求のための権利です。すべての人のために、年齢、性別、身体的能力、国籍、民族などの違いにかかわらず、一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合い、自己決定や自己実現する権利を尊重し、いきいきと生活できる共生社会の実現を目指す取組を推進します。

また、今日の社会においては、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことができなければ、人権の尊重もあり得ないことから、そうした広がりを持った視点から人権をとらえることができるよう取組を推進します。

② 一人ひとりを大切にした人権教育・啓発

人権が尊重される社会とは、自分の人権と同様に他人の人権も尊重される社会、すなわ ち、「人権が共存する社会」です。

このような社会を実現するために、生命の尊さ・大切さや、自分がかけがえのない存在 であると同時に、他人もかけがえのない存在であることを実感できる取組など、一人ひと りを大切にした取組を推進します。

③ 生涯学習としての人権教育・啓発

「人権教育・啓発推進法」が規定する基本理念(第3条)には、「人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域そのほかの様々な場を通じて、国民がその発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、(中略)を旨として行わなければならない。」とされています。このように、人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、またその学習活

動を支援するための学習環境や学習機会などを整えていくことでもあります。市民が生涯 のあらゆる機会を通じて人権について学習することができるよう取組を推進します。

④ 自分のこととして考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が市民一人ひとりの生活と深くかかわり、 自分自身の課題としてとらえるべき問題であるという認識を深めることが必要です。

このため、例えば私たちが日常生活の中で、当然のこととして受け入れてきた日本特有の風習や世間体などの身近な問題についても、人権尊重の視点からとらえ直すとともに、地域、職場などでの身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付けることができるよう取組を推進します。

4 計画の推進

(1)計画期間

この計画の期間は、2019年度(平成31年度)から2028年度までとします。

(2) 推進体制等

- ① 京丹後市人権教育・啓発推進本部において、関係部局が緊密な連携を図りながら総合的にこの計画を推進します。
- ② この計画を実現するためには、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠であることから、 この計画の趣旨が広く市民に浸透するよう、様々な機会をとらえ、積極的に周知を図る とともに、人権教育・啓発に係る施策等についての市民意識の把握に努めます。
- ③ この計画の趣旨を諸施策に反映させるとともに、国や京都府の取組状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。また、この計画の推進にあたっては、他の市町村との連携を図り、公的団体、企業、民間団体などの意見にも配慮します。
- ④ 広域的な啓発推進の見地から、国や京都府及び近隣市町と密接な連携を図って人権強調月間(8月) * や人権週間(12月4日~10日)*などにおいて効果的な啓発活動が実施できるよう努めます。

また、公的団体、企業、NPO**などの民間団体におけるそれぞれの立場や実情に応じた自主的、積極的な取組の展開を期待しつつ、京丹後市と各実施主体とが対等なパートナーとして協働する関係の構築を目指します。

⑤ この計画の趣旨を踏まえ、京丹後市の諸施策の推進にあたっては、常に人権尊重の視点に配慮することとします。

第 3 章 人権問題の現状等

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人がもっている固有の権利であり、社会を構成するすべての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

しかし、現実には、公権力と住民の間のみならず、住民相互の間でも侵害される場合があります。社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害などによる不当な差別は、その一つの典型ですが、そのほかにも弱者に対するいじめや虐待、プライバシーの侵害などがあります。

我が国では、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下、人権尊重に関する様々な施策が推進されてきましたが、今なお本章で取り上げるような人権問題が存在しています。このような様々な人権問題が生じている背景について、国の基本計画では、「人々の内にみられる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理な因習的意識の存在等」の他に、「国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、その要因になっていると考えられる」とされています。

人権教育・啓発は、市民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、 自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に取り組んでいけるように することです。

そのためには、社会に存在する様々な人権問題について、その実態、原因について正しく 把握・理解するとともに、こうした問題が実際には複合した要因により発生することによっ て、重層化・複雑化している可能性があることを考慮に入れて、あらゆる場や機会を通して、 解決に向けた展望をしっかりと持って総合的に取り組むことが必要です。

特に、子どもたちが心身ともに成長過程にある学校教育においては、「法の下の平等」「個人の尊厳」といった普遍的な視点から学習を進めるとともに、同和問題(部落差別)や女性、子どもなどの人権問題といった個別的な視点からも、それぞれの段階に応じて理解と認識を深めながら、課題解決に向けた実践的な態度が培われるよう、関係機関と十分連携を図って推進していく必要があります。

また、近年、特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われていることがヘイトスピーチ**であるとして問題視されています。さらに、インターネット上でも、人権侵害や差別意識を生じさせるような表記(書き込み)が問題となっています。人を誹謗中傷し、排除するような行為は許されるものではありません。京丹後市では、教育・啓発活動を通して、お互いの人権を尊重し多様性を認め合い、より信頼の絆で結ばれた社会の実現を目指します。

1 同和問題(部落差別)

(これまでの取組)

1965年(昭和40年)の「同和対策審議会答申」は、「同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題である。」という認識を示し、特に同和地区住民に就職と教育の機会均等を保障することを求めています。

京丹後市では、合併前の旧6町時代からこの答申の精神を踏まえ、1969年(昭和44年)の「同和対策事業特別措置法」の施行以来、国や京都府とも連携しながら特別法による対策事業を実施してきました。

また、同和教育についても、戦後、間もない時期に始まり、1952年(昭和27年)には「同和教育基本方針(試案)」を、1963年(昭和38年)には「同和教育の基本方針」を、それぞれ京都府教育委員会において策定され、それを基本に同和問題(部落差別)の解決を目指す教育を推進してきました。

こうした同和問題(部落差別)にかかわる実態的差別、心理的差別*の解消を目指した総合的な施策が展開された結果、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備が概ね完了し、様々な面で存在していた較差が大きく改善されるなど、特別法による対策は概ねその目的を達成できる状況になったことから、2002年(平成14年)3月末日をもって終了し、産業、就労、教育などの残された課題については、現行制度を的確に運用することにより対応することとなりました。

さらに、2016年(平成28年)12月には「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行され、部落差別の解消に関して、相談体制の充実、教育及び啓発、部落差別の実態に係る調査について、国及び地方公共団体の責務が明記されました。

(現状と課題)

同和問題(部落差別)については、人権意識調査などからは、多様な意識レベルが存在しているものの、全体としては解消へ向けて進んでいますが、結婚などにかかわる問題を中心に根強く存在していることがうかがえます。

2017年(平成29年)人権意識調査では、「子どもが同和地区出身の人との結婚を考えている場合、どうするか」の問いに対して、「子どもの意見を尊重する」との回答が最も多く、前回の調査と比しても11.6ポイント増加し、全体で57.4%となっています。一方で、未だ5.1%の人が「反対する」と答えており、同和地区への忌避意識が依然として存在していることがうかがえます。

全国的には、こうした心理面での忌避意識が、戸籍謄本等不正取得事件*、土地調査問題*、 インターネットを利用した悪質な書込み等により顕在化しているものと考えられます。

また、同和問題(部落差別)について誤った認識を持っている人も多いことから、教育の 分野において豊かな人権意識を育み、同和問題(部落差別)が正しく理解されるような教育・ 啓発活動を推進する取組が求められています。

さらに、同和問題(部落差別)の解決に向けては、引き続き住民相互の理解と信頼を深め、 豊かな人間関係を築いていく取組の促進が重要になっています。

(施策の方向)

同和問題(部落差別)の解決へ向けた今後の取組については、1996年(平成8年)の地域改善対策協議会の意見具申*が示した「①同和問題は解決に向けて進んでいるものの、依然として我が国における重要な課題であると言わざるを得ないこと、②同和問題など様々な人権問題を解決するよう努力することは、我が国の国際的な責務であること、③同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題であること、④同和問題は過去の課題ではなく、人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを持った現実の課題であること」という4つの基本認識の下、人権問題の重要な柱として、早期の解決を目指して、残された課題の解決に向けて、これまで展開してきた取組の成果、手法への評価や各種研究の成果を踏まえ、現行制度を的確に運用して取組を推進します。

また、心理的差別意識や偏見を解消するため、同和問題(部落差別)が正しく理解されるような教育・啓発活動の推進、人権尊重の視点から効果的な教育・啓発活動を積極的に推進するとともに、公民館や地域集会施設などを活用した住民相互での交流を促進し、住民間の相互理解を深めながら、人権が真に尊重される地域やそれを担う人づくりを進めることが重要であり、一層創意工夫した取組を推進します。

さらに、部落差別解消推進法で示された基本認識のもと、国との適切な役割分担を踏まえ、 京丹後市としての責務を果たせるよう施策を進めます。

2 女性

(これまでの取組)

女性の人権問題については、1975年(昭和50年)の国際婦人年を契機に、「国内行動計画」の策定や「女性差別撤廃条約」の批准、「男女雇用機会均等法」の施行など各種法律や制度の整備が図られ、1999年(平成11年)には、「男女共同参画社会基本法*」が施行されました。

また、女性に対する暴力などの急増から、2000年(平成12年)に、「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー防止法)」、2001年(平成13年)に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が制定され、法的な措置がとられてきました。

国では、女性のさらなる活躍の推進を図るため、2016年(平成28年)に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)**」を成立させ、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性

の職業選択に資する情報の公表を事業主に義務付けるなど、取組を強化しています。

京丹後市においては、「京丹後市男女共同参画条例*」に基づき、2016年(平成28年)に「第2次京丹後市男女共同参画計画ーデュエットプランⅡー*」を策定しました。女性の人権尊重と暴力根絶に向け、女性相談や女性問題アドバイザーによる電話相談による心のケアに努めるとともに、2017年(平成29年)には、「京丹後市配偶者からの暴力被害者緊急一時避難支援事業実施要綱」を定め、ドメスティック・バイオレンス(以下、「DV」という。)*被害者に対する支援を行う等、この計画に基づき各種の施策を推進しています。

(現状と課題)

これまでの取組により、女性の社会参画の状況は徐々に改善されつつありますが、依然として性に起因する暴力や性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取り扱い、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保などの多くの課題が残されています。

2014年(平成26年)に京丹後市が実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査」によると、約6割の人が、日常生活の多くの場面で「男性優位」を感じていると回答しています。また、家庭における役割分担についても、主な家事は女性が担っている状況がうかがわれ、こうした家庭生活における女性に対する負担の大きさが、女性の社会参画機会を阻害している一因と考えられます。また、既婚女性の10人に1人はDVを経験しており、こうした女性に対する暴力の背景にも、男性の女性に対する支配意識が潜んでいると考えられます。DVについては、様々なメディア*を通じた広報や相談体制の充実、被害者保護と自立支援のための体制整備を進めることが必要です。

さらに、女性を巡る新たな課題として、交際中の男女の暴力(デートDV)や、元交際相手等への嫌がらせ(リベンジポルノ)、就労の場におけるセクシュアル・ハラスメント**やマタニティ・ハラスメント*などが問題視されています。

社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮が進むよう、「第2次京丹後市男女共同 参画計画ーデュエットプランⅡ-」の理念に基づき、市民、事業者、行政相互の連携・協働の 下、総合的な施策を推進していくことが求められています。

(施策の方向)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等が謳われ、男女平等の実現に 向けた様々な取組が着実に推進されてきましたが、依然として、性に起因する暴力や性別に よる固定的な役割分担などを背景とした差別的取り扱いなどの課題が残されており、こうし た認識の下、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。)を総合的に実施 し、女性の人権が尊重される社会の実現に努めていきます。

DVについては、暴力の根絶に向けて、関係機関との連携を一層強化し、引き続き相談や 自立支援など被害者の支援に取り組むとともに、セクシュアル・ハラスメントやストーカー 行為**などについても、人権教育・啓発を通して、こうした人権侵害行為の防止に努め、警察 など関係機関と連携し、被害者への適切な支援と相談体制の強化に努めます。

また、社会の様々な分野において女性の参画が進み、能力発揮ができるよう、また家族の

一員としての役割を男女が協力して果たすことができるよう、「第2次京丹後市男女共同参 画計画ーデュエットプランⅡ-」に基づき各種の施策を推進していきます。

3 子ども

(これまでの取組)

我が国では急速に少子高齢化と家族形態の多様化が進んでおり、子どもを取り巻く環境は 大きく変化しています。

こうした状況を背景に、2003年(平成15年)7月に、次代の社会を担う子どもが健 やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的とした「次世代育成支援対策推進 法」が制定されました。また、児童虐待の防止対策などの充実強化を目的に、2004年(平 成16年)、2007年(平成19年)に児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律*が 改正されました。

京都府においては、「京都府子育て支援新計画~未来っ子いきいき応援プラン~**」や「青少年すこやか育成プラン**」に基づき、子どもや青少年の意思が尊重され、権利が保障された状況の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成長していける環境づくりが推進されています。

京丹後市では、2010年(平成22年)に策定した「京丹後市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)*」に基づき、次代を担う子どもと子育て家庭への支援を総合的かつ計画的に推進してきました。さらに2015年(平成27年)には「京丹後市子ども・子育て支援事業計画*」や「京丹後市教育振興計画*」を策定し、子どもを産み育てるための環境づくりを推進しています。

また、不登校やいじめなどの問題については、教育支援センター「麦わら」やスクールカウンセラー*を配置するなど、相談、支援活動に取り組んできました。さらには、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針として2014年(平成26年)6月に「京丹後市いじめ防止等基本方針*」を策定し、地域、家庭及び関係機関の連携のもと、いじめを許さない教育活動に取り組んでいます。

少子化の一層の進行や児童虐待の急増、子育て不安の深刻化など、子育てを取り巻く課題 を踏まえ、京丹後市の次代を担う子どもの健やかな成長と育成に適した社会環境の形成を目 指しています。

(現状と課題)

近年の急激な少子化は、子ども同士の交流の機会を減少させ、自主性や社会性の育ちにくい状況をもたらすとともに、核家族化の進行などにより家庭の子育て力も低下しています。 また、子どもを通した地域における住民同士の交流やふれあいが希薄となり、地域社会全体で子どもを守り、育てていくという意識が薄れてきています。さらに、社会が物質的に豊かになる中で、生活体験や自然体験などが少なくなり、他人への温かい思いやりが希薄となっ たり、自然や人間を大切にする気持ちが欠如したり、情報化の進展などにより自分で主体的 に考えることが少なくなるなどの内面的な歪みも生まれています。

こうした状況の中で、現代の社会では、インターネットや携帯電話の著しい普及による有害情報の氾濫や出会い系サイトを介した事件等、子どもの人権が侵害されやすい環境になっています。加えて、児童買春・児童ポルノなど児童の性の商品化の問題、また重大な子どもの権利侵害である「児童虐待」(保護者等による身体的・心理的虐待、養育の拒否・放任、性的虐待)問題など、子どもを取り巻く状況は依然として厳しいものがあります。

学校においては、情報化の進展に伴う、SNS**でのいじめ等新たな形態で被害者や加害者になる事態が生じたり、暴力行為、不登校などが深刻な問題となっています。

1951年(昭和26年)に我が国において宣言された「児童憲章^{**}」や1994年(平成6年)に批准された「子どもの権利条約」において、子どもは児童の意見表明権などの権利行使の主体として保障されるべきものとなっていますが、依然として、子ども自身が権利の主体として尊重されるという認識が十分ではありません。

社会環境の変化に伴い、子どもの貧困も新たな問題となっています。厚生労働省の国民生活基礎調査における子どもの貧困率*は2016年(平成28年)では、13.9%と高い水準であり、子どもの7人に1人が平均的な所得の半分を下回る額の世帯で暮らしている状況であると言われています。

子どもや青少年一人ひとりの人権を最大限に尊重する中で、人権に関する正しい理解と認識を深め、同時に他者の立場を尊重し、違いを個性として認識できるような人として成育できる環境づくりを推進する必要があります。

(施策の方向)

「子どもは保護の対象であるとともに、権利の主体である」という視点に立って、子ども の意思が尊重され権利が保障された環境の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成育す るための環境づくりをさらに推進し、関係機関との連携を強化するなど子どもの人権を守る 体制の充実を図るよう取り組みます。

同時に子育て家庭の孤立化や子育てに対する負担感が、児童虐待の要因の一つであることから、「京丹後市要保護児童対策地域協議会」による取組の強化や、地域やNPOなど社会全体で子育て家庭を支援するシステムの構築を推進します。また、子どもが主体性や社会性を育みながら成長できる環境を整えるため、地域のスポーツ・文化活動・社会活動などの活性化を図ります。

さらに、非行の問題行動やいじめ、不登校については、個々の事象に対応できるよう相談 指導体制の一層の充実に努め、学校、家庭、地域社会の連携による総合的な取組の充実を図 ります。

また、子どもの貧困問題については、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していけるよう、関係機関と連携・協働し、総合的な取り組みを進めます。

2017年(平成29年)人権意識調査では、子どもの人権を守るために必要なことは、

「愛情豊かな家庭をつくる」「地域社会全体で子どもを育てる」ことが最も重要であるとの 結果になっています。このことから、家庭教育推進のための啓発と支援に力を入れるととも に、地域において、子どもの健やかな成長を図るために、子どもにかかわるすべての人が子 どもの権利についての認識が深められるように研修会・学習会・イベントなどを通じて啓発 を推進します。

4 高齢者

(これまでの取組)

高齢者に関する施策については、高齢化の進展に伴う様々な課題に対応するため、2000年(平成12年)4月から介護保険制度が開始され、高齢者を取り巻く環境は大きく変わりました。国においては、高齢者への虐待が問題とされる中、2005年(平成17年)11月に「高齢者虐待防止法*」が成立しています。

京都府では、現在、「第8次京都府高齢者健康福祉計画[※]」により、高齢者が介護を必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現のため、高齢者一人ひとりの状態・状況に応じて、医療、介護、福祉の関連機関や多職種が連携し、サービスを提供する「地域包括ケアシステム」の構築を目標に、各種の高齢者健康福祉施策を積極的に展開しています。

京丹後市では、「安心していきいきと暮せる健康長寿のまちづくり」を目指し、2006年(平成18年)「第3期京丹後市高齢者保健福祉計画*」を策定しました。3年ごとに見直しを行い、2018年(平成30年)3月には、第7期計画を策定し、様々な高齢者保健福祉施策を総合的・計画的に推進しています。

(現状と課題)

我が国の高齢化は急速に進行し、今後もさらに進行する見込みです。

これに伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、寝たきり、認知症等の介護を要する高齢者が増加しており、今後さらに急増すると予測されています。

このような中、高齢者に対する身体的、心理的及び経済的な虐待、放任(ネグレクト)などにより、高齢者の人権が著しく侵害される深刻な問題が発生しています。また、詐欺や悪徳商法など高齢者を狙った犯罪もあとを絶ちません。

一方で、年齢などで高齢者を一律に弱者とする誤った理解により、働く意欲のある高齢者 についても雇用・就業機会が十分に確保できず、社会参加できない事象も発生しています。

高齢者が尊厳を保ちながら、それぞれのライフスタイルによりいきいきと暮らしていける 社会をつくっていくことが求められています。

(施策の方向)

将来、高齢者が寝たきりや認知症等になっても、人間としての尊厳が守られ、できる限り 自立して、社会との関わりを持ちながら生活できるよう「第3期京丹後市高齢者保健福祉計 画」に基づき、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の一層の推進を図ります。

認知症等により判断能力が不十分な高齢者については、権利の擁護を図るとともに、地域 包括支援センターや消費生活センターなどによる相談を通じて、高齢者を狙った犯罪につい て、京都府と連携した取組を推進します。また、認知症等により判断能力が不十分な高齢者 の権利を守ることができるよう成年後見制度の周知・啓発を行っていきます。高齢者虐待の 問題については、虐待防止の周知・啓発を進めるとともに、関係機関との連携を強め、虐待 の早期発見・早期対応に努めます。

また、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に参加できるよう社会参加に 向けた取組を進め、社会参加のシルバー人材センターの活用などによる雇用・就業機会の確 保など、総合的な高齢者対策の推進に努めます。

さらに、建物や道路など「ノーマライゼーション」や「バリアフリー」の理念の推進を図り、「第3次京丹後市地域福祉計画*」に基づき、高齢者の暮らしやすいまちづくりを推進するとともに、高齢者の人権問題に係る啓発活動の取組の推進に努めます。

5 障害のある人

(これまでの取組)

障害のある人に関する施策については、1981年(昭和56年)の「国際障害者年」を契機として、様々な取組が実施されてきました。

国では、2006年(平成18年)に国連が採択した「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、2011年(平成23年)には「障害者基本法」を改正するとともに「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)**」を制定しました。また、障害のある人に対する合理的配慮の概念を盛り込み、2013年(平成25年)には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」を制定するなど、国内法の整備を進め、2014年(平成26年)1月に同条約を批准しました。

京都府では、2015年(平成27年)に「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例*」を制定し、障害を理由とした不利益取扱いの禁止や社会的障壁の除去のための合理的な配慮の実践、雇用及び就労の促進、文化芸術・スポーツの推進等を通して、共生社会の実現を目指した取組がされています。

京丹後市においては、障害のある人もない人も、お互いに尊重し、ともに地域で安心して暮らしていける、生きる喜びを共有できる健やか安心都市を目指し、障害者福祉の向上を図るための各種施策を進めて参りましたが、2006年(平成18年)4月の障害者自立支援法のスタートに伴う国の障害者福祉の抜本的な見直しを踏まえて、2007年(平成19年)3月に「京丹後市障害者計画**」を策定しました。

2018年(平成30年)に策定した「第3次京丹後市障害者計画」では、共に生きる障害者福祉の充実を計画の基本理念として、障害のある人の多様なニーズに適切に対応できる体

体制整備等を推進し、住み慣れた地域で自立した生活を送っていただけるよう基本的方向を 定め、同時期に策定した「第5期京丹後市障害福祉計画*」では、3年度ごとにきめ細かな施 策や目標数値を設定し、総合的に推進していくこととしています。

(現状と課題)

障害のある人もない人も互いに尊重し合い、共に地域で暮らすノーマライゼーションやバリアフリーの理念が普及する中、京丹後市においても障害への理解を促進するため市の広報紙やホームページなどを活用し、様々な啓発活動を実施しています。しかし、依然として障害のある人に対する理解が十分とまでは言えない状況であり、特に発達障害や精神障害に対する理解が進んでいないのが現状となっています。障害及び障害のある人に対する理解を深める活動の促進を図り、心のバリアを取り除いていくことが課題となっています

障害のある人の一人ひとりの障害特性に応じた支援やスポーツ・文化活動などをはじめとする生きがいづくりの場を提供していくには、行政機関などが実施する公的なサービスや制度だけでなく、地域に暮らす住民や当事者団体、ボランティア、NPO、民間企業など地域との連携・協力が必要不可欠となります。そのため、地域との協働体制づくりを行っていくことも重要な課題となっています。

障害のある人が社会の構成員としての役割を果たすなど自己実現を図るうえで、職業生活において自立することの意義は極めて大きいものがあります。しかし、現状では、障害のある人の雇用・就業が進んでいるとは言い難く、就業前・就業後を含めた総合的な支援の強化を図っていくことが課題となっています。

また、障害のある人に対する虐待については、未然防止、早期発見、早期対応、適切な支援ができるよう関係機関とのネットワークを図り、虐待を受けた障害のある人の支援及び養護者に対する支援体制の構築が重要となっています。

このほか、旧優生保護法の下、障害のある人に対する同意のない強制不妊手術の実態も明らかとなりました。これは障害のある人への深刻な人権侵害であり、今後は、障害のある人もない人も誰もが等しく基本的人権を享有する個人として尊重されることの視点を大前提として様々な事業に取り組むことが重要です。

(施策の方向)

障害のある人の「完全参加と平等**」を実現するためには、障害のある人もない人も共に生活し、活動できる社会の構築を目指すノーマライゼーションの理念に基づき、市民すべてがお互いを尊重し合い、あらゆる差別や偏見のない地域社会を築いていくことが重要となります。

京丹後市では「第3次京丹後市障害者計画」に基づき、次のとおり取組を推進します。 市の広報紙やホームページ、情報メディアなどの効果的な活用を図り、障害に関する理解 の促進と人権尊重意識の醸成を図ります。

各学校で実施されている福祉体験学習などの教育活動を通じ、障害のある人に対する理解 を深める福祉教育を推進します。 家庭・地域・職場など市民の身近な日常生活の中で、多様な障害の理解や障害のある人の 状況にあった合理的配慮やサポートができる意識が広がるよう「心のバリアフリー運動」を 展開し、障害のある人の人権と障害理解の啓発に努めるとともに、障害特性に応じたコミュ ニケーションの環境整備の促進を図ります。

社会福祉協議会や民生委員・児童委員^{*}、福祉委員、地域包括支援センターなどの関係機関 と連携し、障害のある人の財産の保全管理や対象者の早期発見に努めます。また、地域生活 支援事業における相談支援事業の充実並びに成年後見制度^{*}の利用支援を実施します。

文化・芸術活動やスポーツ、レクリエーション活動を促進し、障害のある人が地域の中で 潤い豊かな生活を送ることができるよう、生きがいづくりを支援します。

また、公共職業安定所、自立支援協議会及び障害者就業・支援センターなど関係機関との 連携を強化し、障害のある人の雇用・就労の場の拡大に努めます。

企業への雇用や就労機会の拡大を図るため、職業リハビリテーション*の推進や就業に必要な知識・能力の習得を図るための支援を行います。

虐待を受けた障害のある人の保護及び自立の支援や養護者に対する支援を行うため、「障害者虐待防止センター**」において虐待を行った側、受けた側の両方の支援の充実を進めます。

6 外国人

(これまでの取組)

京丹後市では、海外からの来訪者や留学生が本市の文化に直接触れ、お互いの理解を深め合えるよう市民の海外視察研修や留学への支援、視察研修や体験機会などの受け入れを進めてきています。2008年(平成20年)3月には京丹後市国際交流協会*が設立され、市と連携しながら、国際理解教室や交流パーティー、日本語教室や日本語ボランティア育成など幅広い活動を展開されています。また、近年は京丹後市においても外国人市民*が増加傾向にあることから、市では、誰もが住みやすい「多文化共生のまちづくり」を推進するため、2015年(平成27年)3月に「京丹後市多文化共生推進プラン」を策定し、(現行の第2次計画は2018年(平成30年)3月策定)、京丹後市国際交流協会をはじめとした関係機関と連携を図りながら、外国人市民への生活情報の提供や生活相談、日本語習得の支援、災害時の支援体制構築に取り組むなど、国際理解の促進や、外国人市民とともに暮らす地域づくりの取組を推進しています。

(現状と課題)

京丹後市の外国人登録者数は、2018年(平成30年)3月末で419人と市人口の約0.75%を占め、国籍別では、ベトナム、フィリピン、韓国・朝鮮などの人々が多くなっています。多国籍化・多民族化が進展する中で、本市の外国人市民が快適で安心・安全に暮らせる地域づくりを推進するとともに、すべての市民が相互に理解を深め、人権を尊重し共生していく社会を築いていくことが重要になっています。

また、新たに日本で生活することになった外国籍の人々については、言葉や生活習慣の違いから、住居、保健、医療、教育、労働、地域との交流など、日常生活を送る上で様々な問題が指摘されています。また、近年では、特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる、いわゆるヘイトスピーチの問題が生じています。こうした行為は、広く市民に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、外国籍の人々に対する偏見や差別意識を生じさせることにも繋がりかねないことから、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識を広めていく必要があります。

(施策の方向)

市民一人ひとりが国際理解を深め、世界の人々と交流し、協力し合っていくことは自らの 人生をより豊かにすることにつながります。また、外国人市民が地域の担い手としてまちづ くりに参画し、多様な感性や能力を発揮することは、まちの活性化や国際化の大きな力とな ります。

そのため、市民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合う「心の国際化」を推進することが不可欠であり、京都府をはじめ関係機関やNPO等との連携・協働による共生社会の実現に向けた取組を推進します。

特に、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識や、外国人市民 等の人権についての正しい理解と認識の浸透を図るため、引き続き京丹後市国際交流協会を はじめ、国や京都府と連携を図りながら効果的な啓発を実施していきます。

7 犯罪被害者等

(これまでの取組)

犯罪の被害者は、事件による直接的な被害だけでなく、刑事手続の過程などで受ける精神的な被害や様々な経済的負担などの二次的被害を受けています。また、これまでその人権が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされていました。そうした実態を受け、2005年(平成17年)4月から、「犯罪被害者等基本法*」が施行されました。

(現状と課題)

京丹後市では、2009年(平成21年)4月「京丹後市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例*」を、2012年(平成24年)4月に「京丹後市犯罪被害者支援条例*」を制定し、犯罪被害者等支援対策を推進しています。また、同年6月には、京丹後警察署と「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定書」を締結し、犯罪被害者等に適切な支援を行うよう努めています。

被害者のニーズは生活上の支援をはじめ、医療、裁判に関することなど極めて多岐にわたっていることから、さらに、司法、行政、医療、民間被害者支援団体などの関係機関・団体が相互に連携した活動が求められています。

(施策の方向)

支援が必要な状況が発生した場合、庁内に犯罪被害者等連絡会議を設置し、警察からの情報提供や犯罪被害者等の支援ニーズを基に支援に関する施策の検討及び調整を行い、関係部局が連携して、継続的な支援活動を展開します。

京都府、京丹後警察署など関係機関と連携し、犯罪被害者等への支援制度の周知を図ると ともに、犯罪被害者等の置かれている状況等について、講演、研修の他、ホンデリング*等の 活動を通じ、市民の理解の促進を図るための啓発に取り組みます。

8 様々な人権問題

これまでに記述した以外にも、次に掲げるような様々な人権問題が存在しています。

〇ハンセン病*

ハンセン病患者に対しては、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきましたが、 1996年(平成8年)、隔離を主体とした「らい予防法」が廃止されました。国は隔離政 策の誤りや人権侵害を認めて謝罪し、患者・元患者の名誉回復や福祉対策の向上に関する措 置を盛り込み、2001年(平成13年)に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支 給等に関する法律」を制定しました。

しかし、2003年(平成15年)にハンセン病元患者の宿泊拒否問題*が生じるなど、 未だに、以前同様の根深い社会的な偏見や差別が存在しており、ハンセン病に関する正しい 知識を広く普及させる施策の充実が必要です。

また、2009年(平成21年)には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」が施行され、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題解決の促進を図るために必要な、福祉の増進や名誉回復のための支援などが定められました。

今後ともハンセン病に関する正しい知識を普及させ、偏見や差別を一刻も早く解消するため、積極的な啓発活動を推進します。

〇エイズ**(AIDS、後天性免疫不全症候群)

新規エイズ患者・HIV*感染者報告数は増加傾向にあり、男女を問わず20代・30代の感染が拡大している状況です。最近の傾向として、性的接触による感染の広がりが顕著になってきているという特徴があり、感染経路によってHIV感染者を差別するといった問題も発生しています。

世界保健機関(WHO)**では、毎年12月1日を「世界エイズデー*」と定め、世界的にエイズまん延防止とエイズ患者・HIV感染者に対する偏見や差別の解消に取り組んでいます。

一方、我が国では、HIV感染者が若年層に広がる傾向にあることから、学校教育や社会教育においてもエイズに対する正しい知識の普及を推進し、感染の拡がりを防ぐ取組が必要です。

偏見や差別をなくすための啓発活動や、HIV感染者が採用時や職場内において、不当な 取扱いを受けないための啓発活動を進め、エイズ患者・HIV感染者が尊厳を持って暮らせ る社会づくりを目指した総合的な取組を推進します。

また、プライバシー保護に配慮するなど、市民がより相談を受けやすくなるよう、国や京都府と連携した取組を推進します。

〇難病※

難病は、パーキンソン病や再生不良性貧血など種類も多く様々な特性があります。個人差があるため、一見して病気とわかるものもあれば、外見は全く健康な人と変わらないこともあり、難病に対する無理解による誤解や偏見が生じています。

2013年(平成25年)に施行された障害者総合支援法では、障害者の範囲に難病等が加わり、身体障害者手帳の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となりました。さらに、難病の治療研究を進め、疾患の克服を目指すとともに、難病患者の社会参加を支援し、難病にかかっても地域で尊厳を持って生きられる共生社会の実現を目指して、2015年(平成27年)に「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病医療法)」が施行されました。

難病患者それぞれの人権が尊重され、安心して社会参加できる環境づくりが必要であることから、難病に関する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止に取り組みます。

〇ホームレス

近年の我が国の経済・雇用情勢を反映し、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人が都市部を中心に存在しています。多くの人は公園・河川・道路・駅舎等を起居の場所として日常生活を送っていますが、食事の確保や健康面の問題などを抱え、また一部には地域住民との軋轢が生じることから、ホームレスの人権への配慮が求められています。

ホームレスを取り巻く課題を解決していくためには、地域社会の中で自立した日常生活が 可能となるよう支援していくことが必要です。

2015年(平成27年)から、生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援を強化する「生活困窮者自立支援法**」が施行されており、京丹後市においても、「京丹後市地域福祉計画」に基づき、自立支援体制の充実を図ります。

○性同一性障害、性的指向の問題

性同一性障害は、生物学的な性(体の性)と性自認*(心の性)が一致していない状態を言い、世界保健機関(WHO)の国際疾病分類*に位置付けられています。性同一性障害のある

人は、公的な書類(戸籍・住民票・パスポート等)の性別が外見や社会生活上の性別と食い 違っているため、様々な不利益や差別を受けることがあります。

2004年(平成16年)7月から、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律*」が施行され、一定の条件を満たす場合については、戸籍上の性別を変更することが可能になりました。さらに2008年(平成20年)6月の法律改正により、性別変更できる特定の条件が緩和されました。しかし、なお行政文書における性別記載欄の問題をはじめ、就職や勤務、医療の受診、住宅への入居など様々な面での課題が指摘されています。また、学校に対しては、性同一性障害などの児童生徒への配慮等を求める国からの通知がなされています。

性同一性障害のある人や、同性愛者、両性愛者等、性的指向の問題に対する社会の理解は 未だ十分とはいえず、社会生活の様々な場面で、偏見や差別を受けることがあることから、 誰もが地域で安心して暮らしていけるよう、多様な性に対する正しい理解と認識を広げるた めの啓発活動の推進に努めます。

〇その他の人権問題

刑を終えて出所した人々に対しては、本人に更生の意欲があっても、住民の意識の中に根強い偏見、差別意識などがあり、親族であっても身元の引受けが難しいことや、就労、住居の確保などの問題が存在しています。刑を終えて出所した人々が、地域の人々の理解と協力を得て社会復帰ができるよう、啓発の推進に努める必要があります。

アイヌの人々については、民族としての誇りや先住性に留意し、アイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発の推進に努める必要があります。

婚外子(嫡出でない子)*については、相続権などの法的な問題が指摘されており、戸籍上の続柄の記載については嫡出子と同様の記載にするよう「戸籍法施行規則」が改正されたところですが、差別を受けることがないよう啓発の推進に努める必要があります。

教育を受ける機会が保障されなかった人々に対する識字*の問題やその他の人権問題については、国、京都府の動向も踏まえ、問題の解決に向け、その状況に応じて取組を推進します。

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題です。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが重要です。京丹後市では、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12月10日~16日)を中心に、国や京都府と連携し、啓発活動を推進しています。

9 社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題

〇インターネットによる人権侵害

インターネットは、情報化の進展に伴って社会の隅々にまで普及し、スマートフォンの普及やSNSなど様々なサービスの拡大により、ますます私たちの生活に密着したものとなっています。一方、情報発信の匿名性を利用して、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など個人や集団にとって有害な情報の掲載が行われ、人権にかかわる問題も多数発生しています。

2002年(平成14年)には「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律[※]」が施行され、情報の流通において権利の侵害が行われた場合に、被害者がプロバイダ等[※]に対して発信者情報の開示を請求する権利を与えることが規定されています。

こうした法的措置の周知を図るとともに、憲法の保障する表現の自由に十分配慮しながら、 他人の人権を侵害する悪質な情報発信に対しては、発信者が判明する場合には同人に対する 啓発を通じて侵害状況の排除に努め、発信者が特定できない場合には、プロバイダ等に対し て当該情報などの停止・削除を申し入れるなど関係機関と連携し、自主規制を促すことによ り個別的な対応を図っていきます。

さらに利用者一人ひとりが、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発の推進に努めるとともに、インターネットの仕組みと危険性について周知し、情報モラルとメディアリテラシー(流通する情報を活用する能力)**の向上を図り、市民が加害者にも被害者にもならないよう、フィルタリング(利用制限)サービス**の利用促進の啓発やSNS利用に関する注意喚起などを推進します。

○個人情報の保護

現代における通信技術の発達などによる情報化の進展は、大量かつ広範な情報の処理と伝達を可能としました。このことは、個人に関する情報にも及び、我々の生活に様々な利便をもたらす反面、様々な個人情報が個人から切り離され、独自の価値を持つものとして大量に収集されたり、悪質な例では個人情報が商品化されたりするなど、個人の権利利益が侵害されるおそれが生じています。

このため、国においては、「個人情報の保護に関する法律」により、個人情報を取り扱う事業者には、個人情報について利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知または公表、安全管理、第三者提供の制限などの義務を課しています。

京丹後市においては、「京丹後市個人情報保護条例」を的確に運用し、個人の権利利益の 保護を図るとともに、2016年(平成28年)に導入された社会保障・税番号制度(マイナ ンバー制度)の運用にあたっては、これまで以上に個人情報の保護について厳格に取り扱い ます。 また、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報収集・発信における責任やモラル についての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発に取り組みます。

身元調査については、個人に関する情報を本人の了解なく調査し、その内容によっては、 結婚や就職において不利益を生じさせることから、市民や事業者自らが身元調査を行ったり、 依頼することはもちろん、調査に応じたりすること自体が個人のプライバシーを侵害するお それがあることや個人情報の管理の重要性を広く啓発します。2011年(平成23年)か ら2012年(平成24年)にかけて、身元調査などの目的で、戸籍謄本や住民票の写しな どが、本人の知らないところで不正に取得される事案が発生したことから、京丹後市では、 「戸籍謄本等の不正取得に係る告知及び抗議制度」及び「住民票の写し等の第三者交付に係 る本人通知制度」を導入しており、この制度をさらに実効性あるものとしていくため、制度 の普及に向けて、周知、広報に努めます。

〇自殺対策の推進

自殺には、心身の問題のみならず、経済や仕事をめぐる環境、職場や学校での人間関係など様々な社会的な要因等が複雑に関係しています。その多くは防ぐことができる社会的な問題であり、社会全体で自殺対策に取り組んでいく必要があります。

京丹後市では、2014年(平成26年)に「京丹後市自殺のないまちづくり行動計画*」を策定し、自殺ゼロ実現推進協議会を中心に、『いのちが一番大切にされる、生き心地の良い「いのちを護る」まちづくり』を実現し、自殺ゼロを目指した取組を進めています。行政、関係団体、民間団体等による様々な取組の結果、年間自殺者数は着実に減少してきていますが、国レベルで年間2.1万人余りの人が、自ら命を絶つという非常事態は未だに続いています。

市では、本計画に基づき、自殺対策に関する普及啓発、ゲートキーパー**研修を実施するなど自殺の防止等に関する人材の確保や養成、相談や支援体制の充実など、関係機関と連携し総合的に取り組みます。

なお、人権問題はこの範囲にとどまるものではありません。

京丹後市としては、以上に述べてきた以外の人権問題も含め、常にその状況に留意し、国 や京都府、丹後・中丹人権啓発活動地域ネットワーク協議会*及び近隣市町と密接な連携を図 りながら、この計画を通じて人権教育と啓発に係る取組を推進します。

第 4 章 人権教育・啓発の推進

京丹後市においては、前章で掲げた様々な人権問題について常に配慮するとともに、人権 意識の高揚を図るために実施してきた教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果も踏 まえ、人々が主体的な取組の中から、

- ① 人権を自分自身にかかわる具体的権利として理解することができる
- ② 自分の人権を主張する上で、他人の人権にも十分配慮する必要があるという認識を深めることができる
- ③ 人と自然との共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべてという広がりの中で、人権をとらえることができる

こととなるよう、積極的かつ継続的に人権教育・啓発の推進を図ります。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下の平等」、「個人の尊厳」といった人権 の普遍的な視点からのアプローチと具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプロ ーチがあることから、この両者を組み合わせ、親しみやすいテーマや分かりやすい表現を用 いるなど創意工夫を凝らして、地域に即した事業展開を図ります。

なお、人権教育・啓発は、人々の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、その内容はもちろん、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるよう努めます。

1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

(1) 保育所・認定こども園

(取組の現状)

保育所・認定こども園は生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場であることから、保育所保育指針**、幼保連携型認定こども園教育・保育要領*に基づき、家庭や地域社会と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持った子どもの育成に努めています。

さらに、他の乳幼児との関わりの中で他人の存在に気づき、相手を尊重する気持ちを持って行動できるようにすることや友達との関わりを深め、思いやりを持つようにすることなど 人権尊重の精神の芽生えを育むよう、遊びを中心とした生活を通して保育・教育活動を推進 しています。

また、すべての職員が、自ら豊かな人権意識を持ち実践することが必要であることから、 人権問題についての知識・理解を深めるなど、職員研修を通して資質の向上を図っています。

(課題)

保育所・認定こども園においては、家庭や地域社会と連携して、健全な心身の発達を図り、 他の乳幼児との関わりの中で人権を大切にする心を育むなど、豊かな人間性を持った子ども の育成が必要です。子ども・子育て支援新制度**の施行に伴い、保育現場では多様な職種の活躍が期待されていることから、こうした新たに保育に携わる職員を含めたすべての職員が、 人権問題についての知識・理解を深めるなど、人権問題や人権教育に関する研修を通してさらに資質の向上を図ることが必要です。

(施策の方向)

今後とも、生活体験、心身の発達の過程などを考慮し、他の乳幼児との関わりの中で人権 を大切にする心を育むことができるよう、保育・教育活動の一層の推進に努めます。

また、すべての職員に対する研修の充実を図り、人権問題や人権教育に関する認識の深化と指導力の向上に努めます。

(2) 学校

(取組の現状)

小・中学校においては、同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、 児童生徒の発達段階に応じながら、教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、一人ひと りを大切にした人権教育の充実を図っています。また、家庭・地域社会との連携や校種間の 連携を深め、人権教育の推進に努めています。このように、教育活動の中に人権教育を適切 に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実や希望 進路の実現に力を入れています。

また、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重する心を育むととも に、基本的人権や同和問題(部落差別)など様々な人権問題についての正しい理解や生命・ 人間の尊厳についての認識の基礎を培う取組を推進しています。

さらに、あらゆる人権問題の解決に向けた意識・意欲・態度の育成に向けて、多くの学習機会を提供し、参加型の学習等学習形態の工夫を図ることや、人権教育指導資料・人権学習実践事例集などの有効な活用を図っています。また、京丹後市人権教育研究会による研修等教職員に対する研修にも視点を当てながら、すべての教職員が人権教育推進のリーダーとして実践力を高めていけるよう人権教育を推進しています。

(課題)

学校での人権教育については、各学校とも現状に応じた教育計画を立てて推進していく必要があります。また、児童生徒が様々な人権問題を正しく、さらに自分自身の課題としてとらえ、解決に向けて実践していく態度の育成に努めていく必要があります。さらに、学習したことが知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題や、教職員が人権尊重の理念について十分認識を深められるような研修を継続する必要があります。

また、学校では「いじめ」「仲間はずし」などの子どもの人権にかかわる事象が起こった際、教職員は懸命に指導しますが、根本的な改善に至るまでには、相応の時間を要する場合があるという課題もあります。

(施策の方向)

学校教育においては、国・京都府・京丹後市がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携 し合いながら、児童生徒の発達段階に応じ、社会生活を営む上で必要な知識・態度などを確 実に身に付けることを通して、人権尊重の精神が身に付くことが図られるようにしていく必 要があります。

学校においては、「学習指導要領*」や「京丹後市教育振興計画」等に基づき、自ら学び、 自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」を育んでいきます。

こうした基本的な認識に立ち、京都府との連携の下にあらゆる教育活動を通して、以下の 点に留意して人権教育を展開していきます。

- ① 人権教育は、共生社会の実現や自己を尊重し他者を尊重する心を育むことなど「人間の尊厳は平等」という共通認識を視点とし、一人ひとりを大切にした教育が推進されるよう、学習内容や指導方法の一層の改善に努めます。
- ② 人権教育の指導方法の改善を図るため、学校において人権教育の研究実践を深める とともに、効果的な教育実践の共有に努めます。
- ③ 子どもたちに人権尊重の精神が自然と身に付くために、各学校が人権に配慮した教育活動等に努めるなど子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりに努めます。
- ④ 家庭や地域社会などとの連携を深め、協力も得ながら、社会性や豊かな人間性を育むため多様な体験活動の機会の充実に努めます。
- ⑤ 人権教育にかかわる教職員研修を日常的・系統的に推進し、認識の深まりと指導力 の向上に努めます。

(3)地域社会

(取組の現状)

地域社会は、様々な人々とのふれあいを通じて人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場です。

京丹後市では、生涯の各時期に応じて、各人の自発的意思に基づき、人権に関する学習ができるよう学習教材の整備や学習機会の提供に努めています。また、公民館や地域集会施設等の社会教育施設を中心として人権教育を推進していく指導者の養成と資質向上に努めています。

(課題)

地域社会には、様々な人権問題が存在しています。近年は、地域社会の一員としての意識 が希薄になってきており、地域社会における人間関係が多様化、複雑化してきています。さ らに、少子高齢化に伴い、移住者の受け入れも行われ、また外国籍の人々も増加傾向にあり ます。

このような中、あらゆる機会や場を通じて、自分と同じように他人も大切にするという態度や行動が自然に表れるような人権意識をしっかりと身に付けていくことが求められていま

す。しかし、2017年(平成29年)人権意識調査において、最近 $3\sim4$ 年の間で人権に関する研修会や講演会に参加したことがない人の割合は、77.6%にものぼり、人権教育が十分に行き届いていない現状があります。

地域社会において効果的な人権教育・啓発を推進するためには、地域の実情に応じた学習機会の提供が必要です。また、青少年をはじめとするすべての人との交流によるボランティア活動や自然体験活動などの多様な体験活動を人権尊重の心を培う機会として一層充実させるなど、地域社会が持つ役割の重要性の再認識や住民自らの自主的な取組を促すことも重要です。

(施策の方向)

住民が身近な地域において、様々な人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域社会づくりを推進するため、地域の実情に応じた情報や学習機会の提供を支援するとともに、年代や職業などに応じて、参加しやすく、また住民のニーズに合ったテーマ設定による人権教育・啓発を推進します。

そのため、以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

- ① 様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるため、公民館などの社会教育施設を拠点とし、人権に関する学習機会を提供します。そのため、研修の内容・方法について創意工夫を図り、地域社会において人権教育を推進していくことができるよう、専門性を備えた指導者の養成に努めます。
- ② 学習者のニーズを踏まえながら、学習・参加意欲を高めるような参加型学習*のプログラムを取り入れるなど学習内容や開催方法の工夫・改善を図ります。
- ③ 学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や豊かな人間性を育むため、ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会の充実を図ります。

(4)家庭

(取組の現状)

家庭は、子どもが豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎を育む上で最も重要な役割を担う場です。

日常生活における人権感覚を身に付けるため、家庭教育に関する啓発資料や学習機会の提供、学習活動の促進を図りながら家庭教育を支援しています。

また、児童虐待をはじめとする家庭内における暴力などを未然に防ぐとともに、家庭の養育機能の再生強化を目指し、地域における家庭支援体制の拡充を図るため、民生委員・児童委員、家庭相談員などによる相談・問題発見や関係機関によるネットワークの推進に努めています。

(課題)

少子化や核家族化が進む中で、保護者の過保護・過干渉、あるいは放任、育児不安、躾に対する自信の喪失など家庭における教育機能の低下の問題が指摘されており、そのことが子ど

もの主体性や自主性を育てる上で大きな妨げになっています。

また、家庭においては、地域や学校など様々な場を通じて学習したことが、日常生活において態度や行動に現われるような人権感覚を育むことが求められています。

さらに、核家族が増加し、地域とのつながりが希薄化している現代では、親が地域で孤立 し、子どもへの虐待に向かうといった家庭内における暴力・虐待の深刻な人権侵害の問題も 増加しています。

(施策の方向)

すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、保護者・子どもの双方に人権感 覚が身に付き、愛情豊かな家庭をつくれるよう、様々な場を通じて学んだ成果が育まれるよ うな家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供に努めます。

また、子育て世代包括支援センターなどにより、妊娠、出産、子育てに不安や悩みを抱える保護者への相談事業や相談体制の充実に努めます。

さらに、家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐために、要保護児 童対策地域協議会や家庭子ども相談室の活動の充実を図るとともに、児童相談所や学校、警 察署及び民生委員・児童委員などとの連携強化に努めます。さらに子どもの人権が守られる ために、家庭、学校、地域の連携を強め、地域社会全体で子どもを育てることのできる環境 の再構築を行います。

(5)企業・職場

(取組の現状)

企業(企業により構成される団体を含む。)・職場は、その事業活動などを通じ、市民生活 に深く関わるとともに、地域の雇用の場を確保するなど地域や社会の構成員として人権が尊 重される社会の実現に向け、重大な責任を担っています。

京丹後市では、行政、商工会等各種団体で構成する京丹後市人権啓発推進協議会において、 人権問題の研修・学習を積極的に支援しています。

(課題)

各企業においては、経済のグローバル化*や高度情報化、地球環境保護など、社会経済情勢の急激な変化の中で、その社会的責任を自覚し、企業倫理を確立することの重要性が高まっており、その実現にあたって大きな役割を果たす人材の育成が必要となっています。

これらの各企業においては、それぞれの立場で多様な形の人権教育・啓発が推進されていますが、今後とも人権が尊重される明るい企業づくりを推進するとともに就職の機会均等を確保するため、企業・職場内における人権意識のさらなる高揚を図るための取組が必要です。

特に、そこに働く勤労者が人権を学習するためには、企業・職場の理解と協力が不可欠であり、雇用・労働条件**や労働安全衛生**などが低下することのないよう配慮することが重要となっており、企業や各職場内における学習しやすい環境や条件づくりの促進が期待されます。

また、事業活動の実施に伴い、取り扱う個人情報の適正な収集、利用、管理が求められています。

(施策の方向)

企業は地域社会の構成員でもあり、働きやすい職場づくり・人権を尊重しあえる職場づくりに取り組むことによって、社会から信頼され、企業の発展につながるといった認識を企業・職場内に定着させることが必要です。

各企業においては、それぞれの立場での人権教育・啓発が実施されており、今後とも、人権が尊重される明るい企業風土の醸成や、就職の機会均等を確保するため、企業・職場が実施する人権研修等に対し、情報提供などの支援に努めるとともに、京丹後市人権啓発推進協議会と連携し、企業・団体を対象とした人権啓発の研修会等を行います。

企業は地域社会の構成員でもあり、人権の尊重が、社会からの信頼と企業の発展につながるという認識を企業・職場内に定着させるためにも、職場内で人権が尊重されるよう、公正な採用選考についての啓発を推進し、採用時や職場内での人権侵害を防止できるよう、研修や自主的な取組に対し、情報提供などの支援を行います。

2 人権に関係する職業従事者に対する研修などの推進

「京丹後市人権教育・啓発推進計画」の取組を推進するためには、すべての人を対象に人 権教育・啓発を推進することが必要です。

とりわけ、この計画においては、人権に関係する職業従事者として、教職員・社会教育関係者、医療関係者、保健福祉関係者、消防関係者、市職員、メディア関係者等が、人権に配慮して業務を遂行できるよう、様々な研修を通じて人権教育・啓発を重点的に推進することとします。

また、法律家、議会関係者などに対しても、行政機関としての役割を踏まえつつ、人権教育・啓発に係る情報提供など可能な限りの協力に努めることとします。

(1) 教職員·社会教育関係者

(取組の現状)

学校における人権教育の推進にあたっては、学校教育の担い手である教職員が子どもの人権意識の高揚を図る上で、重要な役割を果たします。そのため、教職員自らが豊かな人権意識を持つことや人権教育に関する知識等を向上させ、人権教育推進のリーダーとして実践力を高めていくことが求められています。特に、いじめの未然防止・早期発見・早期対応や体罰根絶に向けた取組や教職員研修を徹底することが必要です。

こうしたことから、教職員に対しては京丹後市人権教育研究会などを中心に基本的人権を 尊重する人権問題研修を計画的に進めるとともに、人権教育に関する認識の深化と指導力の 向上を図っています。 社会教育においては、社会教育関係者が地域社会における人権教育に関する学習活動を積極的に推進していく役割を担っています。そのため、様々な形での指導者研修会を通じて、地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者としての養成・資質の向上を図っています。

(課題)

子どもたちに豊かな人権感覚を育むためには、教職員が重要な役割を担っています。その ため、教職員が人権尊重の理念について十分な認識が持てるよう、研修期間の確保が必要で す。

また、学校での人権教育を推進していくためには、社会教育との連携が不可欠です。

社会教育では、地域住民に個々の人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が十分身に付いているとは言えないことなどが指摘されており、地域社会において人権教育を指導、助言する立場にある社会教育関係者の人権教育に関する認識の深化と指導力の向上を図ることが必要です。

(施策の方向)

教職員については、各学校における日常的な研修を基本としながら、教職員自らが人権感覚を日常的に鋭く磨くことで豊かな人権意識を持ち実践すること、様々な人権問題についての理解と認識を深めること、人権教育に関する知識等を向上させることなど、実践力や指導力の向上を図ります。併せて、子どもの人権に関する問題にも対応できるよう教育相談に関する研修の充実にも努めます。いじめの未然防止・早期発見・早期対応や体罰の根絶のために、個々の教職員の認識を深めるとともに、組織的に教育活動に取り組む意識の醸成を図ります。

また、研修などを通じて教職員の資質の向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を養成していきます。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図っていきます。

また、日常生活の具体的な問題に対する参加型体験学習の推進などを通して地域社会における人権教育に関する認識の深化を図るともに、専門性を備えた指導者としての養成と資質向上を図るための研修の充実に努めます。

(2) 医療関係者

(取組の現状)

医療は生命と健康に直接関わるものであり、インフォームドコンセント*の徹底などにより 患者が納得して医療を受けることのできる環境の整備をはじめ、適切な患者の処遇等人権意 識の一層の高揚が図れるよう、医師・歯科医師・薬剤師・看護師・理学療法士・作業療法士* などが所属する病院・診療所において、人権意識の高揚に向けた取組が行われています。

(課題)

医療関係者には、医療に関する高度な専門的知識や技術はもとより、患者の意思を尊重し 患者本位の医療を提供することが求められており、そのためには患者のプライバシーへの配 慮など患者の人権に対する深い理解と認識が求められるため、人権教育・啓発の一層の推進 が必要です。

(施策の方向)

患者が安心して、安全で適切な医療を受けることができるようインフォームドコンセントの徹底や適切な患者の処遇等人権意識の一層の向上を図るため、必要な指導を行うなど、医療関係者の所属する病院・診療所における人権教育・人権啓発の充実を図っていくこととします。

(3) 保健福祉関係者

(取組の現状)

市民の最も身近な相談相手であり、子ども、高齢者、障害のある人などと接する機会の多い保育士や保育教論*、生活保護ケースワーカー*、民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、保健師などの保健福祉関係職員に対して、人権意識の高揚に向けた研修を行っています。

(課題)

保健福祉関係者の日常業務は、「人」から「人」にサービスを提供することが基本であることから、常にプライバシーの保護をはじめ、人権に対する深い理解と認識とともに人権に配慮した対応が求められています。

(施策の方向)

人権意識に立脚した判断力と行動力が求められていることから、保健福祉関係者に対する 人権研修の充実に努めるとともに、本市や関係団体等における保健福祉関係者に対する人権 研修の充実を支援します。

(4)消防関係者

(取組の現状)

消防関係者については、京都府立消防学校において、各教育課程の中で人権に関する研修 を受講しているほか、現場で適切な対応が行えるよう各種研修を受講しています。また、市 職員としても職員研修を行うなど、人権研修の充実を図っています。

地域に密着し活動する消防団員については、公民館活動の中で学習する機会があります。

(課題)

消防関係者は、その業務を通じて地域住民の生命と暮らしを災害から守ることを任務とし

命の尊重に加えて、被災者や患者の人権の尊重、プライバシーの保護に十分配慮する必要があり、幅広い視野と豊かな人権感覚が求められることからも人権意識の高揚に向けた教育の 一層の充実が必要です。

(施策の方向)

消防関係者が人権に関する正しい知識を修得し、その重要性を認識して各種消防業務において適切な対応を行えるよう、人権意識の高揚に向けた教育・研修の一層の充実を図ります。

(5) 市職員

(取組の現状)

京丹後市職員については、人権尊重の理念など様々な人権問題の本質について、職員自ら が学習するとともに、職場内での日常業務や職員研修などを通じ認識を深め、公務員として の資質向上に努めています。

(課題)

人権が尊重される社会の実現に向けて、市職員には、一人ひとりが人権感覚を身に付け、 常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められており、人権に関する様々な課題をより広く、より深く認識し、その解決に向けて真摯に取り組むことができる人権意識の 高い人間性豊かな職員の育成を図ることが必要です。

(施策の方向)

市職員については、職務内容に応じた人権研修を一層推進すると同時に市民全体への奉仕者としての立場から、さらに高い人権意識の醸成を目指すため、講義・講演方式に加え、自主的な参加意識を促す討議方式などを取り入れた研修を行います。各種の研修教材の整備及び情報の提供を行い、職場研修や自己啓発における積極的な活用を図ります。

活発で効果的な職場研修の推進を図るとともに、地域社会においても様々な人権問題の解 決に向けて積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。

また、職員の自覚を促し、人権尊重に配慮した諸施策が実施されるよう、本計画の周知・ 徹底を図ります。

(6)メディア関係者等

(取組の現状)

メディアは市民生活と密接に関わることから、市民の人権尊重の意識を形成する上で大きな影響力を持っています。

(課題)

メディアは人権教育・啓発の推進を図る上で極めて有効な手段であり、関係者の積極的な 取組が必要です。また、一方では、誤って報道された場合などその権利侵害は非常に大きな ものとなり、報道や取材活動などに当たっては、人権に常に配慮することが必要です。

(施策の方向)

メディア関係者等に対し、その活動を通して積極的に市民に対して人権尊重の働きかけを 行うよう要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道が行われるよう促します。

第 5 章 計画の推進

1 指導者の養成

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、市民の身近なところで、様々な人権に関する課題について正しい理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していく人権問題に関する指導者が大きな役割を果たします。このため、今後とも指導者研修の内容、方法について、体験的、実践的手法を取り入れるなど、創意工夫を図り、指導者の養成に努めるとともに、市民の身近なところで活躍する指導者に対する継続的な情報提供を行い、その活動を支援します。

2 人権教育・啓発資料などの整備

人権教育・啓発を推進するためには、何よりも効果的な学習教材や啓発資料などが必要であるため、今後とも、これまで取り組まれてきた実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら、対象者の発達段階や知識、習熟度に応じて、保育所・認定こども園、学校、地域社会、家庭、企業・職場など生涯のあらゆる場面で人権について学ぶことができる人権教育・啓発資料などの整備を図ります。

また、人権教育・啓発資料などの整備にあたっては、日常生活の中で、当然のこととして受け入れてきた日本特有の風習や世間体などの身近な問題を人権尊重の視点から取り上げた資料の整備により、自分の課題として考えることを促したり、人権上大きな社会問題となった事例をタイミングよく取り上げた資料の整備を行うなど、常に興味や関心をもって学習できるよう創意工夫を凝らすこととします。

3 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発は、生涯にわたる長期的な課程であり、幼児から高齢者まで幅広い年齢の、 そして様々な立場の人々を対象とするものであることから、その活動を効果的に推進してい くためには、対象者の理解の程度に応じて、ねばり強くこれを実施することが必要です。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であることから、生涯 学習の視点に立って、幼児期からの発達段階や地域の実情などに応じ、学校教育、社会教育 が相互の連携を図りながら推進できるよう、学校・地域社会・家庭で人権教育に携わってい る教職員や社会教育関係者、保護者向けの人権教育資料を活用して取り組みます。

2017年(平成29年)人権意識調査結果では、「最近3~4年の間に人権問題研修会

や講演会に参加したことがない」という回答が78%を占めており、前回の調査時からほとんど変化がありません。一方、人権意識調査の結果では「人権問題への関心度はこうした研修会や講演会へ参加回数が多いほど高くなる」という傾向も明らかとなっています。こうしたことから、人権啓発については、対象者が主体的・能動的に参加できる手法を積極的に取り入れるとともに、すべての世代の、様々な職業の市民が興味を持ち、参加しやすい開催方法やテーマ設定を工夫する必要があります。また、対象となる市民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、身近な問題をテーマとして、広報紙、ケーブルテレビ、インターネット等の様々なメディアを積極的に活用するとともに、憲法週間(5月1~7日)**、人権強調月間(8月)及び人権週間(12月4~10日)に集中的かつ重点的な取組を行い、継続的に人権尊重に関する社会的機運の醸成に努めることとします。

4 国、京都府、近隣市町、関係団体などとの連携

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するためには、国、京都府、近隣市町、関係団体 及び民間団体との連携が不可欠です。

京都府内においては、京都府、市長会をはじめ民間団体を含む12団体で構成する 京都 人権啓発推進会議**や府域の行政機関で構成する京都人権啓発行政連絡協議会**、京都地方法 務局を中心とし京都府人権擁護委員連合会や関係市町で構成する人権啓発活動地域ネットワ 一ク協議会を通じて、行政機関と民間団体等が連携・協力し、様々な人権教育・啓発活動が 展開されています。

京丹後市においては、京丹後市人権啓発推進協議会を中心に、京丹後人権擁護委員協議会 等関係各機関と連携しながら、今後も市内全地域での人権教育・啓発と支援に取り組みます。

また、国、京都府、丹後・中丹人権啓発活動地域ネットワーク協議会や近隣市町との連携を密にし、今後も地域の実情に応じた人権啓発活動を行います。

さらに、NPO等による住民の自発的な社会貢献活動は、これからの地域社会を築いていく上で大きな役割を果たすものであることから、NPO等が活動しやすい環境の整備に努めるとともに、行政とNPO等が、それぞれの特性や役割に応じて協働していけるよう連携を推進します。

用語解説

あ行

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)

1965 年 (昭和 40 年) 12 月に国連総会で採択された条約。あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための早期の実際的措置の実現を当事国に求めている。我が国は、1995 年 (平成 7 年) 12 月に批准している。

いじめ防止対策推進法

2011年(平成23年)に発生したいじめ自殺事件を踏まえ、2013年(平成25年)9月に施行された法律。「いじめ」についての定義を明らかにするとともに、国、地方公共団体、学校の設置者、学校及び学校の教職員の責務が規定された。

インフォームドコンセント(説明と同意)

医療従事者(特に医師)が患者に対し、診療の目的・内容を十分納得できるよう説明し、同意を得ること。

エイズ

後天性免疫不全症候群(Acquired Immuno Deficiency Syndrome)のこと。HIVに感染し(後天性)、病原体に対する、人間に本来備わっている抵抗力(免疫)が、正常に働かなく(不全)なることによって発症する様々な病気(症候群)の総称。

HIV

ヒト免疫不全ウイルス(Human Immunodeficiency Virus)のこと。HIVは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳のなかに存在し、性行為、母子感染、麻薬のまわしうちなどの血液感染によって感染する。HIVは、免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、そして免疫力が低下すると、様々な感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなる。

SNS

Social Networking Service の略。インターネット上で交流の場を提供するサービス。SNS 上に投稿された日記・写真などの情報に対して、閲覧したり、コメントやメッセージを送ることができる。ライン、フェイスブック、インスタグラム等の総称として用いられる。

NPO

非営利団体 (Non Profit Organization) のこと。一般的には自発的・自主的に社会貢献活動に取り組む団体を指す。なお、こうした団体に簡易な手続きで法人格を付与すること等を目的とした特定非営利活動促進法 (NPO 法) が 1998 年 (平成 10 年) 12 月に施行されている。

か行

外国人市民

一般的に、京丹後市に生活拠点を有する外国籍の市民のことを表すが、「外国人市民」には、日本国籍を有しない人に加え、既に日本国籍を取得している外国出身の人も含む。

学習指導要領

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、国が学校教育法等に基づいて定める、教育課程(カリキュラム)を編成する際の基準。小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めている。

完全参加と平等

ノーマライゼーションの理念を踏まえた「国際障害者年」の目標テーマとして設定された考え方。障害者が、社会生活と社会の発展に完全に参加できるようにすると同時に、他の市民と同じ生活条件の獲得と社会的・経済的発展によって生み出された成果の平等な配分を実現することを意味する。

教育支援センター「麦わら」

不登校で悩む児童生徒の学校復帰と社会的自立を支援するため、峰山織物センター内に開設。市内在住の 小学生・中学生及び保護者が対象。

共生社会

すべての人々が互いに理解をもって共存し、すべての文化や考えが互いに交流し合うことのできる社会。

京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例

2015年(平成27年)4月施行。障害のある人もない人も、全ての府民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らせる共生社会の実現を目的とした条例。

京丹後市いじめ防止等基本方針

いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、京丹後市において、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、2014年(平成26年)6月に策定した。

京丹後市教育振興計画

京丹後市教育委員会において、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、2015 年(平成 27 年) 3 月に今後 10 年間を見通して策定された教育の振興に関する基本計画。

京丹後市高齢者保健福祉計画

老人福祉法第20条の8の規定に基づき、高齢者への保健、福祉の基本的な考え方を示した老人福祉計画と介護保険法第117条の規定に基づき介護保険事業の円滑な実施に関する事項を示した介護保険事業計画を一体的に策定したもの。「安心していきいきと暮せる健康長寿のまちづくり」を目指し、2006年(平成18年)3月に策定。2018年(平成30年)3月に第7期計画を策定。3年ごとに見直しを行う。

京丹後市国際交流協会

市民と諸外国の人々との親善活動を通じて、幅広い分野において国際交流を推進するため、2008 年(平成 20年)3月に設立。友好都市との交流、国際理解教室の開催、外国人市民との交流事業など、さまざまな国際 交流活動を展開している。

京丹後市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第 61 条に基づく支援事業計画として、2015 年 (平成 27 年) 3 月策定。京丹後市における子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりをより一層すすめることを目的とした計画。計画期間は 5 年間。

京丹後市自殺のないまちづくり行動計画

2014年(平成26年)3月策定。自殺対策における現状と課題を明らかにするとともに、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的方向を定めた計画。ゲートキーパー養成講座の実施など、自殺ゼロを目指した取組を行っている。

京丹後市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)

次世代育成支援対策推進法に基づき、策定する計画。急速な少子化の進行等を踏まえ、子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備を図るための行動計画。前期計画(2005年度(平成17年度)から2009年度(平成21年度))の満了に伴い、次代を担う子供と子育て家庭への支援を総合的・計画的に推進することを目的として、2010年度(平成22年度)から2014年度(平成26年度)の5年間の計画として策定。

京丹後市障害者計画

障害のある人もない人も、お互いの個性を認め尊重し合い、共に社会の一員として安心・快適な生活を送ることができる「共生社会」の実現を目指し基本的方向を定めた計画。2018年(平成30年)3月に第3次計画を策定。計画の期間は2018年(平成30年)から6年間。

京丹後市障害福祉計画

京丹後市障害者計画の実施計画として位置づける計画。本市における障害者施策の基本指針として総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、各種障害福祉サービスの提供体制の確保及び円滑な実施に関して定めた計画。計画の期間は2018年(平成30年)から3年間。

京丹後市人権教育研究会

1967年(昭和42年)に基本的人権の確立を目指し、学力の充実と進路を保障する人権教育の推進、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向け人権意識の高揚を図るために市立小・中学校の教員で構成する「丹後同和教育研究会」として発足した。2002年(平成14年)からは「丹後人権教育研究会」として再スタートし、また2004年(平成16年)の京丹後市の発足に伴い、「京丹後市人権教育研究会」となり、学校における人権教育の充実を図るための研究・研修活動が行われている。

京丹後市人権啓発推進協議会

市内全地域での一体的な人権啓発推進活動を行うことを目的に、行政を含む市内の各種団体、個人及び関係機関等に加盟を呼びかけ、2006年(平成18年)7月4日に設立。

京丹後市多文化共生推進プラン

2015 年 (平成 27 年) 3 月策定。「国籍、民族、文化などの違いを認め合い、ともに豊かに暮らせるまちへ」を基本理念に掲げ、多文化共生のまちづくりを推進していくための具体的な施策を盛り込んだ計画。第 2 次計画は 2018 年 (平成 30 年) 3 月策定。5 年間の計画期間。

京丹後市男女共同参画計画

2006 年(平成 18 年)3 月に策定。2016 年(平成 28 年)3 月に第 2 次計画デュエットプラン II を策定。男女が互いにその人権を尊重しつつも責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、本市の現状に即した総合的かつ具体的な男女共同参画の取組の指針としている。

京丹後市男女共同参画条例

2011 年 (平成 23 年) 7 月施行。男女共同参画の推進に関し、6 つの基本理念 (①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤男女の性についての理解、⑥国際的協調)を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の実施に関し必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定した条例。

京丹後市地域福祉計画

2007年(平成19年)3月策定。地域の様々な生活課題に地域全体で取り組む体制づくりを進めるため、「支え合いの人づくり」「安心・安全な仕組みづくり」「ふれあいの場所づくり」「自立を支える環境づくり」を4つの基本目標としている。2017年(平成29年)6月に第3次計画(計画期間、2017年(平成29年)からの5カ年)を策定。

京丹後市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

市民の生活安全に関する意識の高揚を図り、安全かつ安心なまちづくりを推進することを目的に、2009 年 (平成21年)4月制定。市・市民・事業者の役割と、安全で安心なまちづくりに向けた施策の展開について 定めている。

京丹後市犯罪被害者支援条例

2012 年(平成24年)4月施行。犯罪被害者やその家族、遺族に対して、さまざまな問題や負担を軽減するための支援条例。犯罪等が発生した場合、市役所内に連絡会議を設置し、関係部署が連携し総合的な支援策を検討する。

京都人権啓発行政連絡協議会

京都府内を行政区域とする国の行政機関及び京都府・京都市で構成。

京都府内における人権擁護思想の普及・高揚に関する施策について、相互に連携・調整することにより、効果的な人権啓発活動を推進することを目的として活動。

京都人権啓発推進会議

同和問題(部落差別)などあらゆる差別の撤廃と基本的人権の擁護啓発事業を推進するため、京都府・京都

市・府教育委員会・市教育委員会・府市長会・府町村会・府人権擁護委員連合会・京都商工会議所・府商工会 連合会・府中小企業団体中央会・府農業協同組合中央会・府社会福祉協議会の 12 団体により 1984 年 (昭和 59 年) に設立。

(公財)京都府国際センター

1996年(平成8年)、「京都府国際化プラン」に基づき、京都府の国際化を総合的に進める中核的な組織として設立。

京都府子育て支援新計画~未来っこいきいき応援プラン~

2007年(平成19年)12月、「京都府子育て支援条例」に基づく基本計画として策定。2015年(平成27年)4月の改定では、総合的な少子化対策に取り組み、子ども・子育て支援新制度の本格実施と併せて、子ども・子育て家庭を社会全体で支援していく仕組みをつくり、総合的・計画的に推進していくための諸施策を策定。

グローバル化

世界的な規模に変わること。

ケースワーカー

病気・貧困など社会福祉問題を個別的に扱い、解決のための援助をする人。

ゲートキーパー

地域で悩んでいる人に気づいたときに、声をかけ、話を聴き、必要に応じて相談機関につなぎ、見守りを続ける人。

憲法週間

日本国憲法が施行された5月3日を記念日とする憲法記念日を中心とした5月1日から7日までの1週間。

高齢者虐待防止法

2005年(平成17年)成立。高齢者虐待とは、65歳以上の高齢者に対する身体への暴行や、食事を与えないなどの長期間の放置、暴言などで心理的外傷を与える行為、高齢者の財産を家族らが勝手に処分するなどの行為と定義。虐待を発見した家族や施設職員らに市町村への通報義務を定めた。

国際識字年

非識字の克服を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1990年(平成2年)。「2000年(平成12年)までに、世界のすべての人々に文字を」のスローガンの下に、ユネスコが中心となって各国が識字問題に積極的に取り組んでいこうとする国際的な活動の出発の年として位置付けられるもの。

国際疾病分類

各国の代表的な専門家からなる世界保健機構 (WHO (World Health Organization)) 専門家委員会によって決められた疾病群分類。WHO は定期的に完全な一覧表の改訂版を刊行している。書名は、疾病、傷害及び死因国際統計分類提要という。すべての疾病に番号が割り当てられ、17の大分類とおのおのの準分類から構成されている。

国際児童年

児童の権利の保障を目指す契機となる国連が提唱した年。1979年(昭和54年)。

国際障害者年

障害のある人の完全参加と平等を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1981年(昭和56年)。

国際人権規約

① 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(自由権規約)、②市民的及び政治的権利に関する国際規約(社会的規約)、③市民的及び政治的権利に関する国際条約の選択議定書、の3つの総称。我が国は①及び②の2つの規約について、1979年(昭和54年)6月に批准している。

国際婦人年

女性の地位向上を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1975年(昭和50年)。

国連人権高等弁務官

1994年(平成6年)創設。国連事務総長の下で、人権問題を総合的に調整する役割を担う。主な活動は、人権の実効的な享有及び発展の権利の実現、促進、保護と人権救済に対する権限を有する包括的なもの。

国連人権理事会

2006年(平成18年)設置。人権と基本的自由の促進と擁護に責任を持つ国連の主要な政府間機関。国連として人権問題への対処能力強化のため、国連総会の下部機関として従来の人権委員会に替えて新たに設置された。

戸籍謄本等不正取得事件

京都府では 2003 年(平成 15 年)に、司法書士が不正に取得した戸籍謄本等が結婚に反対する理由に使われた事件があった。また、2005 年(平成 17 年)以降、全国的に司法書士・行政書士らによる大量の戸籍謄本等の不正取得が次々と明らかになった。事件関係者は裁判で、不正取得の目的の多くは身元調査だったと証言している。

子ども・子育て支援新制度

2012 年 (平成 24 年) 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定子ども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度 (2015 年 (平成 27 年) 4 月施行)。

子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策法)

子どもの将来がその生まれ育つ環境によって左右されることがないよう子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として制定された法律。

子どもの貧困率

平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす 18歳未満の子どもの割合。

18 歳未満で、貧困線(個人の可処分所得を算出して順番に並べたときに、ちょうど中央に位置する人の所得の半分)を下回る人の割合)

雇用·労働条件

勤労者がその能力と経験を生かしながら、健康で安心して働くことができるようよう労働関係法令に規定された雇用・労働環境の整備に係る条件。

婚外子(嫡出でない子)

法律上の婚姻関係がない父母の間に生まれた子のこと。反対に、法律婚から生まれた子を「嫡出子」という。子どもの権利条約では婚外子に対する差別を禁止している。

さ行

参加型学習

講義形式などの知識伝達型の学習に対して、学習者同士のコミュニケーションを取り入れるなど、学習者の主体的な学びを引き出す中で、お互いの気づきや考えを共有しながら、知識や技能、意欲を高めていこうとする学習のこと。

識字

文字(書記言語)を読み書きし、理解できること。

実態的差別、心理的差別

1965年(昭和40年)の同和対策審議会答申では、実態的差別とは同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことであり、例えば、就職・教育の機会均等が実質的に保障されないなどの差別をいい、心理的差別とは人々の観念や意識のうちに潜在する差別であり、言語や文字や行為を媒介として顕在化するものをいうとしている。

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律

児童虐待への対応については、従来より、児童福祉法及びこれに基づく関係通達等によりなされてきたが、近年における児童相談所への虐待相談件数の増加や児童虐待問題が深刻化していることから、児童虐待の早期発見・早期対応と被害を受けた児童の適切な保護を行うこと等を目的として、2000年(平成 12 年)に施行された。児童虐待の定義の見直し、国及び公共団体の責務の拡大等の改正が 2004年(平成 16 年)に行われ、さらに 2007年(平成 19 年)には、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等の改正が行われた。

児童憲章

1951年(昭和26年)5月5日にわが国で宣言。児童は人として尊ばれる、児童は社会の一員として重んぜられる、児童は良い環境の中で育てられる、という3つの原則を謳っている。

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

1989 年(平成元年) 11 月に国連総会で採択された条約。前文及び 54 条からなり、児童の意見表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利に関して包括的に規定している。我が国は、1994 年(平成6年)4月に批准している。

障害者基本法

障害のある人の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。1970年(昭和45年)施行。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)

2012 年(平成24年)10月施行。障害のある人の尊厳を護り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障害のある人を養護する人に対して支援措置を講じることなどを定めた法律。

障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)

2006 年 (平成 18 年) 12 月に国連総会で採択された条約。障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等を締結国に求めている。我が国は、2014 年 (平成 26 年) 1 月に批准している。

障害者虐待防止センター

障害者虐待防止法により、市町村において福祉に関する事務を所管する部局又は当該市町村が設置する施 設において設置が規定された機関。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律(施行は一部の附則を除き2016年(平成28年)4月1日)。

職業リハビリテーション

障害のある人に対して職業指導、職業訓練、職業紹介その他、障害者雇用促進法に定める措置を講じ、その職業生活における自立を図ることを言う。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)

1979 年(昭和54年)12月に国連総会で採択された条約。女子が女子である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男子と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目的として、漸進的に措置を取ることが締結国に求められている。我が国は、1985年(昭和60年)6月に批准している。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

2015 年(平成 27 年) 9 月、女性が希望に応じ、職業生活で活躍できる環境を整備することを目的として制定された法律。

人権教育・啓発に関する基本計画

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条の規定に基づき、2002年(平成14年)3月に策定された 国の人権教育・啓発推進に係る基本計画。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)

人権擁護推進審議会の答申を受け、2000年(平成12年)12月、人権教育・啓発を推進することを目的として制定された法律。

人権教育のための国連10年

1994年(平成6年)の第49回国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、1995年(平成7年)から2004年(平成16年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することが求められた。これを受けて、国においては、1995年(平成7年)12月に内閣に内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、1997年(平成9年)7月には、国内行動計画を策定。

人権教育のための世界計画

2004 年(平成 16 年) の第 59 回国連総会で決議。2004 年末の「人権教育のための国連 10 年」終了後も引き続き世界各地で人権教育を積極的に推進していくことを目的とし、数年のフェーズ(段階)ごとに特定の領域に焦点化した行動計画を策定している。

人権強調月間

京都府と京都人権啓発推進会議では、同和対策審議会答申が出された 8 月を人権啓発活動を集中的に実施する「人権強調月間」と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

人権週間

1948年(昭和23年)、第3回国連総会において、基本的人権及び自由を遵守し確保するために、「世界人権宣言」が採択され、採択日の12月10日を「人権デー」と定めた。日本では、この「人権デー」を最終日とする一週間(12月4日~10日)を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めている。

人権の花運動

主に小学生を対象とした人権啓発運動。人権擁護委員が中心となって取り組んでいる。内容は、学校等に配布した花の種等を子どもたちが協力して栽培することにより、生命の尊さを実感し、その中で豊かな心をはぐぐみ、優しさと思いやりの心を体得することを目的としている。

人権の擁護に関する施策を推進するための法律(人権擁護施策推進法)

1997 年 (平成 9 年) に人権の擁護施策の推進について国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、人権の擁護に資することを目的として、5 年間の時限立法として施行された法律。同法に基づき設置された人権擁護推進審議会から、1999 年 (平成 11 年) 7 月に人権教育・啓発の基本的事項について、2001 年 (平成 13 年) 5 月には人権が侵害された場合における教済制度の在り方について、それぞれ答申が出された。

スクールカウンセラー

スクールカウンセラー(SC)は、「心の専門家」として学校に配置された臨床心理士などの専門家。児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどの業務にあたる。

ストーカー行為

つきまとい等 (特定の人に対する好意の感情又は怨恨の感情を充足する目的で、その人又は社会生活上その人と密接な関係の人に、つきまとい、待ち伏せ、見張り、押し掛け等法律に定める類型の行為をすること) を反復すること。

生活困窮者自立支援法

2015 年 (平成 27 年) 4 月施行。生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、福祉事務所設置 自治体を実施主体とし、生活困窮者から就労その他の自立に関する相談を受け、一人ひとりの状況に応じた 支援計画を作成して包括的・継続的支援を行う「自立相談支援事業」や、離職により住宅を失った生活困窮者 に対して家賃相当の「住居確保給付金」(有期)を支給する事業等を実施。

性自認

人間は、自分の性が何であるかと認識しており、多くの場合は確信している。その確信のことを「性の自己 意識」や「性自認」という。

青少年すこやか育成プラン

2009 年(平成 21 年) 12 月策定。より幅広い視点から、青少年の健やかな育成を進めるため、「青少年の社会的自立支援プラン」及び「青少年元気な活動応援プラン」を統合、2011 年(平成 23 年) 12 月、少年非行の状況の改善を目指し、非行問題に対する総合的な対策を進めるために改定した。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

2004 年(平成 16 年)7 月施行。この法律により、性同一性障害がある方で、法律に規定された要件(①20歳以上であること。②現に婚姻をしていないこと。③現に未成年の子がいないこと。④生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。⑤その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。)を満たす場合は、家庭裁判所の審判を経て、戸籍上の性別表記を変更することが可能となっている。

成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。

具体的には、判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

世界エイズデー

1988 年(昭和63年)に世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、WHOがエイズに関する啓発活動等の実施を提唱して12月1日を設定。

世界人権宣言

1948 年 (昭和 23 年) 12 月の国連第 3 回総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由の他に経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めている。

世界保健機関(WHO (World Health Organization))

世界中の人々の、最高水準の健康維持を目的として設立された国連の専門機関。

セクシュアル・ハラスメント

京丹後市男女共同参画条例では、相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることと定義している。

た行

第2次京丹後市総合計画

市の目指す基本理念、目標、将来像などを示した「基本構想」と、その構想を実現するための各種施策を 総合的、計画的に体系化した「基本計画」で構成している計画。基本構想は 2015 年度(平成 27 年度)から 2024 年度(平成 36 年度)までの 10 年間。基本計画は、市長任期との整合を図るため、2015 年度(平成 27 年度)からは 2 年間、2017 年度(平成 29 年度)以降は 4 年間ごとに見直しを行う。

第2次京丹後市総合計画基本計画

「市民と地域がキラリと『光り輝くまち』」をテーマとして、「地域づくり」、「ひとづくり」、「ものづくり」、「魅力づくり」、「基盤づくり」の5つの重点項目を掲げ、2017年(平成29年)3月策定。計画期間は2017年度(平成29年度)から2020年度(平成32年度)までの4年間。

第8次京都府高齡者健康福祉計画

老人福祉法第20条の9、介護保険法第118条及び高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条の規定により、「老人福祉計画」「介護保険事業支援計画」及び「高齢者居住安定確保計画」を一体的に策定したもの。2018年(平成30年)3月に第8次計画を策定。3年ごとに見直しを行う。

団塊の世代

主に 1947年 (昭和 22年) ~1949年 (昭和 24年) 生まれの人のこと。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会。

男女共同参画社会基本法

1999年(平成11年)、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律。

丹後・中丹人権啓発活動地域ネットワーク協議会

京都地方法務局宮津支局、京丹後支局、舞鶴支局及び福知山支局管内市町に所在する人権啓発活動に関わる自治体、機関等が連携・協力関係を確立し、それぞれが実施する人権啓発活動について相互に意見交換、情報交換を行い、各支局管内市町における各種人権啓発活動を総合的、効果的かつ効率的に推進することを目的として設立。

地域改善対策協議会の意見具申

略称:地対協。1982年(昭和57年)3月に同和対策事業特別措置法が廃止され、同年4月1日から地域改善対策特別措置法が施行されるに伴い、政令によって設置された機関。意見具申として、1984年(昭和59年)6月、「今後における啓発活動について」、1986年(昭和61年)12月「今後における地域改善対策について」、1991年(平成3年)12月「今後の地域改善対策について」、1996年(平成8年)5月に「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」が内閣総理大臣に提出された。

同和対策事業特別措置法

1969年(昭和44年)に成立。同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目標とした。

同和対策審議会答申

内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が、1965 年(昭和 40 年)8 月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしている。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)

2002 年(平成 14 年)5 月施行。インターネットでプライバシーや権利の侵害があったときに、プロバイダ等が負う損害賠償責任の範囲や、情報発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律。この法律では、権利侵害の被害が発生した場合であっても、その事実を知らなければ、プロバイダ等は被害者に対して賠償責任を負わなくてもよいとしている。権利侵害情報が掲載されていて、被害者側からは情報の発信者が分からない場合、プロバイダ等に削除依頼をすることができる。

土地調査問題

2007 年(平成 19 年)に大阪府において、マンション開発に伴う「土地調査(※)」で差別につながる調査、報告(同和地区等を「不人気地域」と表現する等)が行われていたことが判明。こうした調査は、京阪神を中心に長く続けられていたことがわかっている。

※不動産取引における土地調査:不動産会社がマンション開発等を行う際に、候補地周辺のマンションの需給動向や価格帯、地域特性(地域の評価、イメージ)などの情報を入手し、需要と採算性を見極めるために行う調査のこと。

ドメスティック・バイオレンス(DV)

京丹後市男女共同参画条例では、配偶者、恋人その他の親密な関係にある男女間での、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動と定義している。

な行

難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。

ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセン氏が知的障害者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者福祉の重要な理念。障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

は行

犯罪被害者等基本法

2004年(平成16年)成立。犯罪による被害者への支援体制を整えるための法律。

ハンセン病

1873 年 (明治 6 年) にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を併用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。かつては、「らい病」と呼ばれていたが、現在は名称につきまとう差別的イメージを払拭するために、「らい菌」を発見した医師の名前をとって「ハンセン病」と呼ばれている。

ハンセン病回復者の宿泊拒否問題

2003年(平成15年)11月、熊本県が実施する「ふるさと訪問事業」において、国立療養所の入所者が宿泊を申し込んだ熊本県の温泉のホテルから宿泊を拒否されるという事例が発生したという問題。

フィルタリング(利用制限)サービス

インターネットへの接続にあたって、未成年にふさわしくない内容など特定のウェブサイトへのアクセスを制限するサービス。

部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)

2016年(平成28年)12月16日施行。部落問題の解消に向けた取組を推進し、その解消のための施策として、国及び地方公共団体の相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることを規定した法律。

プロバイダ等

プロバイダ責任制限法では、「特定電気通信役務提供者」として、特定電気通信設備を用いて他人の通信を 媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者を規制対象としており、いわゆるプロバイダ (ISP: Internet Services Provider) だけでなく、掲示板を設置する Web サイトの運営者なども規制対象と されている。

ヘイトスピーチ

人種、民族、国籍などの属性を理由として、その属性を有する少数者の集団もしくは個人に対し、差別、憎悪、排除、暴力を扇動し、または侮辱する表現行為などと説明される。

ヘイトスピーチが、その対象となった人々の自尊感情、つまり個人の尊厳を傷つけることはいうまでもなく、人種差別撤廃条約第4条や自由権規約第20条では、こうした差別扇動を禁止している。2014年(平成26年)には国連自由権規約委員会及び人種差別撤廃委員会から日本に対し、ヘイトスピーチに対して適切な措置を求める勧告が出されているが、条約・法律上の定義が確立されていないことから、国会等において議論が行われている。京都朝鮮第一初級学校(当時)に対して行われた示威活動があり、刑事訴訟では有罪判決が、民事訴訟では当該行為が「人種差別撤廃条約が禁止する人種差別にあたる」とする判決が確立している。また、外国人以外に向けられた例として、2011年(平成23年)1月に奈良県の水平社博物館前において行われたものがある。

保育教諭

幼保連携型認定こども園の勤務に必要な、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方をもつ職員のこと。2012 年 (平成24年)に成立した「改正認定こども園法」(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の 推進に関する法律の一部を改正する法律、平成24年法律第66号)により、幼保連携型認定こども園が創設 された。これは学校教育(幼稚園)と保育(児童福祉施設)を一体的に提供する施設であるため、勤務する保育教諭は、原則として保育士資格と幼稚園教諭免許を併有する必要がある。国は改正認定こども園法の施行後5年間は、いずれか一方の資格または免許を有している者が保育教諭となるための経過措置を講じている。

保育所保育指針

厚生労働省が作成した、保育所における「保育の目標」、「保育の方法」、「保育の環境」等の保育を展開するに当たって、各年齢ごとの必要な基本的事項が盛り込まれた指針。

ホンデリング

犯罪被害者への支援を行う公益社団法人全国被害者支援ネットワークのプロジェクト。読み終わった本の寄贈を受け、その売却代金を、犯罪被害者への支援活動(転居費用、カウンセラー・弁護士費用等)に役立てている。2011 年(平成23年)12月から始まった取組。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)

2016 年(平成 28 年) 6 月 3 日施行。本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進するため、基本理念および国と地方公共団体の責務を定めるとともに、国や地方公共団体が相談体制の整備・教育の充実・啓発活動などを行うことについて定めた法律。

ま行

マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、減給、降格などの不利益な取り扱いを受けること。

民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行うとともに、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員に充てられる。

メディア

新聞、ラジオ、テレビ、雑誌、映画など情報を人々に伝える機関や事業、システム。近年ではインターネット、Webサイトなども含む。

メディアリテラシー

情報が流通する媒体 (メディア) を使いこなす能力のこと。①メディアを主体的に読み解く能力、②メディアにアクセスし活用する能力、③メディアを通じコミュニケーションするする能力の 3 つの要素からなる複合的な能力とされる。

や行

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

幼保連携型認定こども園を対象に、教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を示した内閣府、 文部科学省及び厚生労働省告示。

ら行

理学療法士・作業療法士

身体や精神に障害のある人々を速やかに家庭・社会生活に復帰させるためのリハビリテーションを実施する国家資格者。理学療法士は基本的動作能力の回復を図るため、治療体操・電気刺激・マッサージ・温熱その他の療法を行う。作業療法士は応用的動作能力又は社会適応能力回復を図るため、手芸・工芸その他の作業療法を行う。

労働安全衛生

職場における災害や事故の減少及び防止を図り、労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。

参考資料

世界人権宣言

(1948年12月10日 第3回国際連合総会採択)

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認する ことは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするため には、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに 男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活 水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び尊守の促進を 達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の見解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄化にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しく は社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも 受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治 地域であると、又は他の何らかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政 治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有 する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限 を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、 独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有 する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けたものは、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた 公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有 する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為の ために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑 罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は 名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に 対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、各国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ避難する権利を有 する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治的犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因 とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認される ことはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、 かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関 し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利 を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は 信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、 礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権 利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ 真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるも のでなければならず、また、秘密投票又はこれと同様の自由が保障される投票手続によ って行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び 失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権 利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ 権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び 福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老 齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子は、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出である と否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段 階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技 術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、 能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその 恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質 的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序 に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に 対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使 してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる 権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う 権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法 (抜粋)

(昭和21年11月3日(公布) 昭和22年5月3日(施行))

〈前文中段〉

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

第3章 国民の権利及び義務

第11条(基本的人権の享有と本質)

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条(自由・権利の保持義務、濫用の禁止、利用の責任)

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条(個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重)

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

- 第14条(法の下の平等、貴族制度の否認、栄典の限界)
 - 1 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地 により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
 - 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
 - 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴わない。栄典の授与は、現 にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。
- 第18条(奴隷的拘束及び苦役からの自由)

何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又犯罪に因る処罰の場合を除いては、そ の意に反する苦役に服させられない。

第19条 (思想及び良心の自由)

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

- 第20条(信教の自由、国の宗教活動の禁止)
 - 1 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特

権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。
- 第21条(集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密)
 - 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
 - 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
- 第22条(居住・移転・職業選択の自由、外国居住・国籍離脱の自由)
 - 1 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
 - 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。
- 第23条(学問の自由)

学問の自由は、これを保障する。

- 第24条 (家族生活における個人の尊厳と両性の平等)
 - 1 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
 - 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。
- 第25条(生存権、国の生存権保障義務)
 - 1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
 - 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び 増進に努めなければならない。
- 第26条(教育を受ける権利、教育を受けさせる義務、義務教育の無償)
 - 1 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を 受ける権利を有する。
 - 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受け させる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。
- 第27条(勤労の権利・義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止)
 - 1 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
 - 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
 - 3 児童は、これを酷使してはならない。
- 第28条(労働者の団結権・団体交渉権その他団体行動権)

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利はこれを保障する。

第29条(財産権)

- 1 財産権は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第10章 最高法規

第97条 (基本的人権の本質)

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98条 (憲法の最高法規性、条約・国際法規の遵守)

- 1 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国 務に関するその他の行為の前部又は一部は、その効力を有しない。
- 2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを 必要とする。

第99条 (憲法尊重擁護義務)

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重 し擁護する義務を負ふ。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。(基本理念)
- 第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。(国の青務)
- 第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。) にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。 (地方公共団体の責務)
- 第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情 を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。 (国民の責務)
- 第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現 に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該 施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

衆議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議」

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定にあたっては、行政の中立性に配慮し、 地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等を踏ま え、充実したものにすること。
- 3 「人権の21世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根 底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきである こと。

参議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議」

政府は、「人権の21世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をするべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国 民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を 講ずること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権に かかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。 右決議する。

京丹後市人権教育・啓発推進本部設置規程

(平成20年9月9日京丹後市訓令第13号)

(設置)

第1条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)に基づく、 国の人権教育・啓発に関する基本計画及び新京都府人権教育・啓発推進計画を踏まえ、真 に人権が尊重される京丹後市の実現に向けて、京丹後市人権教育・啓発推進計画(以下、 「推進計画」という。)を策定し、及び推進計画を総合的かつ効果的に推進するため、京 丹後市人権教育・啓発推進本部(以下、「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 推進本部は、前条に規定する設置の目的を達成するため次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 推進計画の策定に関すること。
 - (2) 推進計画の推進に関すること。
 - (3) 関係部課の連絡調整に関すること。

(組織)

- 第3条 推進本部は本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、会計管理者、部長、医療改革推進政策監、危機管理監、教育委員会教育次長、 議会事務局長、市民局長及び消防本部消防長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

- 第4条 本部長は、推進本部を総括する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長である副市長がそ の職務を代理する。

(会議)

- 第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、これを主宰する。
- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、その意見 を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、生活環境部市民課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に 定める。

附則

この訓令は、平成20年9月9日から施行する。

人権関係年表

(凡例 ◎:国際的な動き ○:国の動き ☆:京都府の動き ★京丹後市の動き)

【人権全般】

西暦	年		主な動き	
1947	S22	0	「日本国憲法」施行	
1347	322	\circ	「教育基本法」施行	
1948	S23	0	「世界人権宣言」採択	
1979	S54	\bigcirc	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)」締結	
19/9	334	\circ	「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)」締結	
1994	Н6	0	国連「人権高等弁務官」設置	
1995	H7	\bigcirc	「人権教育のための国連 10 年推進本部」設置	
1997	H9	0	「人権の擁護に関する施策を推進するための法律(人権擁護施策推進法)」施行	
1997	ПЭ	\circ	「『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画」策定	
			「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」	
1999	H11		締結 (国連での採択:1984年)	
		\circ	人権擁護推進審議会答申(人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育 及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について)	
2000	H12	0	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)」施行	
2001	H13	0	人権擁護推進審議会答申(人権救済制度の在り方について)	
2002	H14	0	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定	
2005	1117	0	「人権教育のための世界計画」の「第1フェーズ行動計画(2005 年~2009 年)」開始	
2005	H17	☆	「新京都府人権教育・啓発推進計画」策定	
2006	⊔10	0	国連「人権理事会」設置	
2000	ПЮ	*	「京丹後市人権啓発推進協議会」設立(34 団体、関係機関)	
2009	H21	*	「京丹後市人権教育・啓発推進計画」策定	
2010	H22	0	「人権教育のための世界計画」の「第2フェーズ行動計画(2010年~2014年)」開始	
2011	H23	0	「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更(「北朝鮮当局による拉致問題等」を追加)	
2015	ЦЭТ	0	「人権教育のための世界計画」の「第3フェーズ行動計画(2015年~2019年)」開始	
2015	H27	*	第 2 次京丹後市総合計画(H27~H36)	
2016	H28	☆	「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」策定	

【同和問題(部落差別)】

K. 3.	[1 2 101-200 /0F/0/1017]					
西暦	年		主な動き			
1965	S40	0	同和対策審議会答申(同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題であるという認識を示し、特に同和地区住民に就職と教育の機会均等を保障することを求めた。)			
1967	S42	*	「丹後同和教育研究会」⇒「丹後人権教育研究会」(H14~)			
1969	S44	0	「同和対策事業特別措置法」施行(1969~1982)			
1982	S57	0	「地域改善対策特別措置法」施行(1982~1987)			
1987	S62	0	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行 (1987~2002) (2002 年までの 33 年間特別法による対策事業を実施)			
2002	H14	0	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効			
2004	H16	*	「京丹後市人権教育研究会」(合併に伴い発足)			
2016	H28	0	「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」施行			

【女性】

西暦	年		主な動き
1955	S31	0	「婦人の参政権に関する条約」締結
1975	S50	0	「国際婦人年」
1985	S60	0	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)」締結
1986	S61	0	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会 均等法)」施行
1989	H1	☆	「男女平等と共同参加の21世紀をめざす京都府行動計画(KYOのあけぼのプラン)」策定
1995	H7	0	第4回世界女性会議において「北京宣言」採択(同宣言で「女性の権利は人権である」 と謳われる)
1999	H11	0	「男女共同参画社会基本法」施行
2000	Н12	0	「男女共同参画基本計画」策定
2000	1112	0	「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」施行
2001	Ш1 3	0	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV 防止法)」施行
		$\stackrel{\wedge}{\bowtie}$	「新 KYO のあけぼのプランー京都府男女共同参画計画」策定
2004		☆	「京都府男女共同参画推進条例」施行
2005	H17	0	「第2次男女共同参画基本計画」策定
2006		*	「京丹後市男女共同参画計画デュエットプラン 21」策定
2007	H19	0	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」策定
2010	H22	$\stackrel{\wedge}{\bowtie}$	京都雇用創出会議「京都仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 行動計画」策定
2010		0	「第3次男女共同参画基本計画」策定
2011	H23	$\stackrel{\wedge}{\bowtie}$	「第3次 KYO のあけぼのプランー京都府男女共同参画計画」策定
		*	「京丹後市男女共同参画条例」施行
2013	H25	0	改正「ストーカー規正法」施行
2014	H26	0	改正「DV 防止法」施行
		$\stackrel{\wedge}{\bowtie}$	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第3次)」策定
2015	H27	0	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」施行
2016	H28	0	「第4次男女共同参画基本計画」策定
		*	「第2次京丹後市男女共同参画計画-デュエットプランⅡ-」策定
2017	H29	\star	「京丹後市配偶者からの暴力被害者緊急一時避難支援事業実施要綱」制定

【子ども】

I) C	(1 5.6)					
西暦	年		主な動き			
1947	S22	0	「教育基本法」施行			
1948	S23	0	「児童福祉法」施行			
1951	S26	0	[児童憲章] 宣言			
1979	S54	0	国際児童年」			
1991	H3	☆	「京都府青少年プラン」策定			
1994	H6		「児童の権利に関する国際条約(子どもの権利条約)」締結			
1996	H8	☆	「京都府子育て支援計画〜きょうと未来っ子 21 プラン」策定(〜 2005)			
	H11		「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」施行			
2000			「児童虐待防止法」施行			
2001	H13	☆	「新京都府青少年プラン」策定(~ 2010)			
2005	H17	*	「京丹後市次世代育成支援事業行動計画」策定			
2007	H19	☆	「京都府子育て支援条例」施行			
2008	⊔ാ∩		改正「児童虐待防止法」施行			
2000	1120		改正「出会い系サイト規正法」施行			
2009	H21	H21	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律			
					(青少年インターネット環境整備法)」施行	
2010			「子ども・若者育成推進法」施行			
2013	H25		「いじめ防止対策推進法」施行			
2014	H26		「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)締結			
2014	1120		「子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策法)」施行			
	H27	☆	「京都府子育て支援計画〜きょうと未来っ子 21 プラン」策定(〜 2019)			
2015		*	「京丹後市子ども・子育て支援事業計画」策定			
		*	「京丹後市教育振興計画」策定(H27~H36)			

【高齢者】

11-301-01					
西暦	年		主な動き		
1963	S38	\bigcirc	「老人福祉法」施行		
1995	H7	\bigcirc	「高齢社会対策基本法」施行		
1995		$\overset{\wedge}{\sim}$	「京都府福祉のまちづくり条例」施行		
1998	⊔1∩		改正「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(高齢者雇用安定法)」施行(60 歳以上		
1990	1110		定年制義務化)		
		\circ	介護保険制度開始		
2000	H12		「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交		
			通バリアフリー法)」施行		
2003	H15	$\stackrel{\wedge}{\sim}$	「第3次京都府高齢者保健福祉計画ーきょうと高齢者あんしん21プランー」策定		
	H18	\circ	「高齢者虐待防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」施行		
			改正「高齢者雇用安定法」施行(65 歳までの定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等		
2006			の義務化)		
		0	「高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」施行		
		$\stackrel{\wedge}{\bowtie}$	「第4次京都府高齢者保健福祉計画」策定		
2007	H19	\bigcirc	改正「雇用対策法」施行(募集・採用に係る年齢制限禁止の義務化)		
2015	H27	$\stackrel{\wedge}{\bowtie}$	「第7次京都府高齢者健康福祉計画(京都府高齢者居住安定確保計画)」策定		
2017	H29	\bigcirc	「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」		
2018	H30	*	「第7期京丹後市高齢者保健福祉計画(H30~H32)」策定		

【障害のある人】

_ \r∓ c	【はこれののグ】					
西暦	年		主な動き			
1950	S25	\circ	「精神衛生法」施行 (1988 年に「精神保健法」、1995 年に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」 に改正)			
1970	S45	0	「心身障害者対策基本法」施行(1993年に「障害者基本法」に改正)			
1981	S56	0	「国際障害者年」			
1982	S57	☆	「京都府国際障害者年長期事業計画」策定			
1987	S62	0	「障害者の雇用の促進に関する法律(障害者雇用促進法)」施行			
1993	H5	0	「障害者基本法」施行			
1993	H5	0	「障害者基本法」施行			
1995	H7	0	「障害者プラン」(ノーマライゼーション 7 ヵ年戦略)策定			
1333	117	$\stackrel{\wedge}{\simeq}$	「京都府福祉のまちづくり条例」施行			
2005	H17	0	「発達障害者支援法」施行 			
2003	1117	$\stackrel{\wedge}{\simeq}$	「京都府障害者基本計画・キラリ☆ 21- それぞれの明日、京都から」策定			
2006	H18	0	「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」採択			
		0	「障害者自立支援法」施行			
2007		*	京丹後市障害者計画」策定			
2012	H24	0	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律(障害者虐待防止法」施行			
	0	0	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」施行			
2013		0	「障害者の雇用の促進に関する法律(障害者雇用促進法)」一部改正			
		0	「第3次障害者基本計画」策定			
2014		0	「障害者権利条約」締結			
2015	H27	$\stackrel{\wedge}{\simeq}$	「第3期京都府障害者基本計画」策定			
		$\stackrel{\wedge}{\simeq}$	「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」施行			
2016	H28	0	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」施行			
		*	「第3次京丹後市障害者計画」策定			
		*	「第5期京丹後市障害者福祉計画」策定			
2018	H30	\circ	「障害者の雇用の促進に関する法律(障害者雇用促進法)」一部改正			
2010		$\stackrel{\wedge}{\simeq}$	「京都府障害者雇用促進計画・定着支援計画~はあとふるプラン~」策定			
		\Rightarrow	「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例」施行			

【外国人】

西暦	年		主な動き
1981	S56	0	「難民の地位に関する条約」締結
1995	H7	0	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」締結
1995	П/	☆	「京都府国際化プラン」策定
1999	H11	0	「外国人登録法一部改正」(指紋押なつ全廃)
2012	H24	0	改正「住民基本台帳法」施行「外国人登録法」廃止(外国人住民が住民基本台帳制度の 適用対象に追加)
2015	H27	*	「第1次京丹後市多文化共生プラン」策定
2016	H28	0	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (ヘイトスピーチ法)」施行
2018	H30	*	「第2次京丹後市多文化共生プラン」策定

【犯罪被害者等】

_			
西暦	年		主な動き
1981	S56	0	「犯罪被害者等給付金支給法」施行
2001	H13	0	「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」施行(「犯罪被害者等給付金支給法」改正)
2004	H16	☆	「京都府犯罪のない安心・安全まちづくり条例」施行
2005	H17	0	「犯罪被害者等基本法」施行
2009	H21	*	「京丹後市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」施行

【さまざまな人権問題】

	[
西暦	年		主な動き				
1953	S28		「らい予防法」制定(施設入所を強制する隔離政策が実施される)				
1989	H1	0	「後天性免除不全症候群の予防に関する法律(エイズ予防法)」施行				
1990	H2	0	「国際識字年」				
1996	Н8	0	「らい予防法」廃止				
2006	H18	0	「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行				
2006		0	「自殺対策基本法」施行				
2008	H20	0	改正「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行(性別変更の条件緩和)				
2009	H21	0	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」施行				
2012	H24	0	「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」延長				
2014	H26	0	「過労死等防止対策推進法」施行				
2015	H27	0	「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病医療法)」施行				
2015	ΠΖ/		「生活困窮者自立支援法」施行				

【情報社会における人権問題】

西暦	年		主 な 動 き			
2000	H12	0	「不正アクセス行為の禁止等に関する法律(不正アクセス禁止法)」施行			
2002	H14	0	「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 (プロバイダ責任制限法)」施行			
2003	H15	0	「個人情報の保護に関する法律」(一部)施行			
2004	H16	$\stackrel{\wedge}{\sim}$	「京都府個人情報保護条例」改正			
		*	「京丹後市個人情報保護条例」施行			
2005	H17	0	「個人情報の保護に関する法律」(全部)施行(個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき 義務等を規定)			

第 2 次京丹後市人権教育·啓発推進計画

2019年(平成31年)3月

京丹後市人権教育·啓発推進本部 事務局 京丹後市市民環境部市民課 〒 627-8567 京丹後市峰山町杉谷 889 番地 TEL 0772-69-0210